

## 講演Ⅱ

# 設置基準並びに認可申請・届出 に関する規則の変更について

1	大学の教員組織の見直しに伴う法令改正の概要	2
2	大学の教員組織の在り方について<図表>	3
3	大学の教員組織の見直しに関するQ and A	4
4	大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について(通知)	15
5	学校教育法施行規則等の一部を改正する省令・新旧対照表	23
6	大学の設置等の認可申請・届出に係る手続等の改正について	34
7	大学設置・学校法人審議会会長コメント「11月答申の提出に当たって」	35
8	大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則等の制定について(通知)	36
9	大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則<省令>	60
10	大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準<告示>	62
11	私立大学等の学長変更及び公私立大学等の学則変更等の届出について(通知)	63
12	短期大学の現状	73
13	短期大学における教育改革等の状況	83

文部科学省 高等教育局 大学振興課

短期大学係長 小代 哲也

## 大学の教員組織の見直しに伴う法令改正の概要

### 1. 学校教育法の改正（平成17年7月）

大学に置かなければならない職として、助教授に代えて准教授を設けるとともに、助手のうち主として教育研究を行うもののために助教を新設。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教、助手を置かないこともできる。

#### 主な留意事項

- ・ 教授、准教授及び助教の職務内容は、学生の教授と研究指導、研究への従事を共通としつつ、必要な知識、能力等に区別があり、各大学で教員の具体的な職務内容を定める際、こうした位置付けを踏まえ、組織的に職務が遂行されるように留意すること。
- ・ 講師は、大学の判断により置くことができるという基本的な性格に変更はなく、教授及び准教授に準ずる職務に従事するものであること。
- ・ 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事するものであり、教授、准教授及び助教とは職務内容が明確に異なる職であること。
- ・ 准教授、助教の公定の英文名称は定めないが、各大学で英文名称を定める際は、米国では、professorの次にassociate professorが、さらに前段階にassistant professorが位置付けられていることを参考にすること。

### 2. 大学設置基準等の改正（平成18年3月）

大学は、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制すると規定するとともに、講座制・学科目制に関する規定を削除。

助教の数を専任教員数に算入。

助教の資格を、修士又は専門職学位以上の学位を有する者で、大学の教育を担当するに相応しい教育上の能力を有すると認められる者と規定。

大学院は、教員の適切な役割分担と連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意すると規定。

#### 主な留意事項

- ・ 講座制・学科目制の削除は、各大学が、これらを採用することを否定するものではなく、硬直的・閉鎖的な運用に陥らないよう必要な工夫や配慮を行った上で、改正後も引き続きこれらを採用することも可能であること。

### 3. 施行日

平成19年4月1日

# <大学の教員組織の在り方について>

## 経緯

平成8年 大学審議会答申

助手の職務内容、名称の見直しを含めた早期検討が必要

平成13年 (第二期) 科学技術基本計画  
[閣議決定]

助教・助手の位置付けの見直しを図る

平成13年 中教審への文科大臣諮問

助教・助手の位置付けをはじめ教員組織の在り方について検討

平成15年11月～平成17年1月

中教審の「大学の教員組織の在り方に関する検討委員会」等で検討

平成17年1月

「我が国の高等教育の将来像」において答申

平成17年7月

「学校教育法の一部を改正する法律」公布  
(平成19年4月施行予定)

平成18年3月

「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」公布  
(平成19年4月施行予定)

## 学校教育法上の職の種類と職名・職務内容

講師

教授又は助教に準ずる職務に従事する

教授

学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する

助教

教授の職務を助ける

助手

教授及び助教の職務を助ける

## 現行制度

囲いの中の色の意味

■ 主たる職務が教育研究である職

■ 主たる職務が教育研究の補助である職

■ 主たる職務が教育研究か教育研究の補助等が曖昧な職

講師

教授又は助教に準ずる職務に従事する

・准教授等への昇格に当たり厳正な審査の実施  
・期間を定めた雇用(任期制)や再審制等の活用

## 学校教育法上の職の種類と職名・職務内容

教授

学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する

+

特に優れた知識、能力及び実績を有する者

准教授

優れた知識、能力及び実績を有する者

(同上)

助教

知識及び能力を有する者

(同上)

例えば、博士課程修了後、PDを経た者などを想定

## 新しい制度

職を囲む線種の意味

□ 必ず置かなければならない職

□ 基本的には置かなければならないが、教育研究組織として適切な場合は置かないことができる職

□ 大学の判断により置くかどうかを決めることができる職

各大学の判断により、例えば、主任助手等の職を設けることや専門性の高い職務を担う職との間で人事交流を行うことも考えられる。

助手

所属組織の教育研究の円滑な実施に必要な業務を行う

大学設置基準上の教員組織

講座制・学科目制を例示し、その内容を詳細に規定

大学設置基準上の教員組織

(講座制・学科目制に関する諸規定を削除して) 各教員の役割の分担及び連携の組織的な体制の確保や責任の明確化についての規定を新設

# 大学の教員組織の見直しに関する Q and A

平成18年5月26日

文部科学省高等教育局  
大 学 振 興 課

## 目次

問1	大学の教員組織の見直しは、どのような趣旨で行われたのか。……………	2
問2	各教員の職務分担や処遇はどのように決めるのか。……………	2
問3	助教授や助手を引き続き置くことは可能か。……………	3
問4	准教授、助教への切り替えは、いつまでにしなければならないのか。……	3
問5	助教は、どのような者になることができるのか。……………	4
問6	助教は、任期付きで採用することになるのか。……………	4
問7	助教は、大学院学生の教育や研究指導を行えるのか。……………	5
問8	助教と助手の職務、役割はどのように違うのか。……………	5
問9	助手のキャリアパスはどうなるのか。……………	6
問10	講師の位置付けはどうなるのか。……………	6
問11	19年4月に学部・学科等の新設を行う場合、設置認可の申請段階で専任教員を新たな職種ごとに確定させる必要があるのか。……………	7
問12	准教授、助教、助手を置かないでもよい場合とはどのような場合か。……	7
問13	講座制・学科目制を採用することは可能か。……………	8
問14	准教授、助教の英文名称はどうなるのか。……………	8
問15	専任教員に関する規定を見直した趣旨如何。……………	9
問16	専ら当該大学における教育研究に従事する専任教員とは、どのような者を指すのか。……………	10
問17	どのような場合に、他の大学の教員になったり、企業等の職員となっている人を専任教員とできるのか。……………	10

問1 大学の教員組織の見直しは、どのような趣旨で行われたのか。

(答)

従来、大学の教員組織の在り方については、特に、研究面において、若手の大学教員が柔軟な発想を活かした研究活動を展開する上で必ずしも適切なものとなっていないなどの指摘がなされていた。

また、大学教員の基本的な職として、教育研究を主たる職務とする教授、助教授と、教育研究を主たる職務とするかその補助を主たる職務とするかが必ずしも明瞭でない助手が置かれており、助手については、自ら教育研究を行うことを主たる職務とする者であっても、明確に位置付けられていなかった。

このため、自ら教育研究を行うことを主たる職務とする職と、教育研究の補助を主たる職務とする者を明確に分け、前者を「助教」と位置付けることとしたものである。

また、助教授についても、実態に相応した位置付けを与えるとともに、国際的な通用性を図る観点から、新たに「准教授」と位置付けたものである。

問2 各教員の職務分担や処遇はどのように決めるのか。

(答)

改正後の学校教育法第58条は、教授、准教授、助教の職務内容について、「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」として共通に規定しているが、各職が有すべき知識及び能力等に区別を設けており、各大学において、教員の具体的な職務分担を定める際には、このような各職の位置づけを踏まえ、役割分担と連携の下で組織的に職務が遂行されるよう留意して行う必要がある。

このため、本年3月、大学設置基準を改正し、第7条第2項において、各教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編制する旨を規定している。

また、准教授、助教等を含む各教員の給与等の処遇は、関係法令の諸規定を踏まえ、各大学において、これまでの経緯や職務実態等を勘案して、判断されるものである。

問3 助教授や助手を引き続き置くことは可能か。

(答)

「助教授」については、必要な資格や職務内容の違いを明確にし、学校教育法第58条第2項の定める「その他必要な職員」として置くことは可能であるが、この「助教授」は、現行のように大学に置かなければならないものではなく、その数は、大学設置基準第13条において定める専任教員数に算入できないものである。

また、「助手」については、従来職務内容が曖昧であった助手を、主たる職務を自ら教育研究を行うこととする「助教」と、教育研究の補助とする「助手」に整理したことを踏まえ、教育研究を主たる職務とする「助手」を設けるようなことは、こうした改正の趣旨にそぐわず、混乱を招きかねないため不適切であると考えられる。

問4 准教授、助教への切り替えは、いつまでにしなければならないのか。

(答)

各大学において、法令改正の施行日である平成19年4月1日をもって、これらの職に就く者の職の「切り替え」が行われる必要がある。

なお、改正後の大学設置基準第13条において、専任教員数には、教授、准教授、講師、助教の数を算入することとしているため、大学において、同日以降も、現行の助教授をそのまま留めておくと、必要数を欠くこととなるおそれがあることに注意することが必要である。

また、「切り替え」に伴い、改めて文部科学省において、教員の審査等を受ける必要はないが、学則にこれらの職に係る定めを置く公私立大学は、本年12月31日までに文部科学省への届出が必要となる。

問5 助教は、どのような者になることができるのか。

(答)

助教は、自ら教育研究を行うことを主たる職務とし、授業科目を担当することができることから、教授等と同様に大学における教育を担当するに相応しい教育上の能力を有すると認められるとともに、大学教員のキャリアパスの一段階に位置付けられることから、研究上の能力として、修士又は専門職学位以上の資格を有することとすることが適当である。

そこで、大学設置基準第16条の2において、教授又は准教授の資格を有する者、修士の学位(医学、歯学、薬学(6年制のみ)、獣医学の課程は、学士の学位)又は専門職学位を有する者、専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者、のいずれかの要件を満たし、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者と規定している。

問6 助教は、任期付きで採用することになるのか。

(答)

国際的な通用性の観点や、優秀な人材の確保、人材の流動性の向上を図るため、助教について、期間を定めた雇用(任期制)などを導入することが考えられるが、その導入については、あくまでも各大学において、その実情や分野の特性に応じて適切に判断されるものである。

なお、今回の法律改正に伴い、「大学の教員等の任期に関する法律」が改正され、同法第4条において、大学が教員を任用する場合に任期を定めることができる事由の一つとして、従来の「助手の職で自ら研究目標を定めて研究を行うことをその職務の主たる内容とするものに就けるとき」に対応するものとして、「助教の職に就けるとき」が規定されている。



問7 助教は、大学院学生の教育や研究指導を行えるのか。

(答)

助教は、教育研究を主たる職務とするものとして位置付けたものであり、大学において、助教の具体的な職務分担を定めるにあたり、大学院学生の教育や研究指導に関わらせることも可能である。

また、大学院設置基準第9条に規定する資格を満たせば、助教であっても、同条において大学院に置くこととされる教員の数に算入することができるものである。

問8 助教と助手の職務、役割はどのように違うのか

(答)

今回の改正により、現在の助手の職を分けて、自ら教育研究を行うことを主たる職務とし、将来の教授、准教授等を目指す者の就く最初の大学教員の職として、「助教」の職を新設したとともに、「助手」について、教育研究の補助を主たる職務とする職として明確化した。

具体的には、助教の主な職務内容としては、教授等が担当責任者となっている授業科目の一部の担当や、大学が適切と判断した授業科目の担当責任者となること、大学院学生への研究指導に関わること、自らの研究を行うことなどであり、助手の主な職務内容としては、講義・演習・実験・実習の補助（講義等のための教材作成の補助、教授等の指示の下に行う実験の実演、実験機器・薬品等の準備、教育面での連絡調整など）、研究の補助（観測・測定、実験機器・観測機器等の管理、研究面での連絡調整など）などが想定されるものである。

問9 助手のキャリアパスはどのようになるのか。

(答)

新たな助手は、教育研究の補助を主たる職務とするものであり、教育研究を主たる職務とする助教とは、職務内容において異なる性格を有するものである。

このため、助手のキャリアパスについては、大学や分野の実情に応じて、各大学において判断されるものであるが、例えば、各大学の判断により、主任助手などの独自の体系を設けることや、情報化・国際化への対応、入試などの専門性の高い職務を担う職を設け、助手との間で人事交流を行うことも考えられる。なお、助手が本人の適性や資質能力により、助教等に採用されることも考えられる。

問10 講師の位置付けはどうなるのか。

(答)

講師は、教育研究を主たる職務とする職として、基本的に大学に置かなければならない教授、准教授、助教とは別に、学校教育法第58条第2項に基づき、大学の判断により置くことができる職であり、この基本的な性格は、改正前と変わるものではなく、今回の改正点は、同条第10項において、教授及び「助教授」ではなく、教授及び「准教授」に準ずる職務に従事すると規定していることである。

講師を置く場合は、このような法律上の位置付けを踏まえ、各大学において、教員組織における講師の位置づけや具体的な職務分担等を定める必要がある。

また、各大学において、常勤の講師を助教授と助手の間に位置づけることが実態となっているが、助教の導入に伴い、改めて職務分担や給与等の処遇等においてどのように常勤の講師を位置づけるかは、各大学の判断によるものである。

問11 19年4月に学部・学科等の新設を行う場合、設置認可の申請段階で専任教員を新たな職種ごとに確定させる必要があるのか。

(答)

平成18年度中に行われる平成19年4月の大学等の開設に向けた設置審査は、改正後の法律及び省令の施行を前提として行われるものである。

したがって、学部・学科等の新設等を行う場合の設置認可申請や届出に当たっては、新たな職種ごとに専任教員を確定させる必要がある。なお、学内手続きの遅延により、専任教員が確定していない場合は、大学設置室に相談いただきたい。

問12 准教授、助教、助手を置かないことができる場合とはどのような場合か。

(問)

学校教育法第58条第1項において、准教授、助教、助手は、基本的に大学に置かなければならないとされているが、全ての大学に必ず置かなければならないものではなく、各大学の理念や各専攻分野の実情等によって、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、置かないことが可能であるとしている。

「教育研究上の組織編制として適切と認められる場合」としては、具体的には、様々なものが考えられるが、例えば、学生の教育に重点を置き、他大学において業績を確立しているベテラン教授を中心に採用している場合、学際分野などの分野の特性に応じて、教授のみを置いて幅広い関連領域を履修させる方が有効な場合等が考えられる。

問13 講座制・学科目制を採用することは可能か。

(答)

今回の大学設置基準の改正により、講座制や学科目制に関する規定を削除したが、このことは、適切な役割分担の下での組織的な連携体制の確保や教育研究に係る責任の所在の明確化を図るものとして、講座制や学科目制を採ることを否定するものではなく、各大学において、硬直的・閉鎖的な運用に陥らないよう必要な工夫や配慮を行った上で、引き続き講座制・学科目制を採ることも可能である。

問14 准教授、助教の英文名称はどうなるのか。

(答)

新設する准教授と助教の公定の英文名称は定めないが、各大学等において英文名称を定める際は、米国においては、プロフェッサー (professor) の次にアソシエイト・プロフェッサー (associate professor) が位置付けられ、さらに前段階にアシスタント・プロフェッサー (assistant professor) が位置付けられていることを参考とすることが考えられる。

問15 専任教員に関する規定を見直した趣旨如何。

(答)

大学設置基準第12条において、専任教員について、「一の大学においてのみ専任教員となる」、「当該大学以外における教育研究活動その他の活動を考慮し、当該大学において教育研究を担当するに支障がないと認められる者でなければならない」と規定されていた。

一方、昨年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」では、高等教育の質の保証を図るため、「専任教員」や「実務家教員」の意義や必要とされる資質・能力等を具体化・明確化する努力が必要である」と指摘され、政府の規制改革・民間開放会議から、「大学教育の質を確保する観点から、平成17年度中に、専任教員の要件・目安の一層の明確化等の措置を検討し、結論を得るとの方針が示されていた。

これを受けて、専任教員について、本来在るべき原則とその例外に関する基本的な考え方の明確化を図るため、一の大学においてのみ専任教員となるとする取扱いは変更せず、「専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする」と規定し、その例外として、「教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学の教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる」と規定したものである。

問16 専ら当該大学における教育研究に従事する専任教員とは、どのような者を指すのか。

(答)

大学設置基準第12条第2項においては、「専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする」と規定しているが、この「専ら」とは、専任教員が、当該大学等における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間などの割合が、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定している。

問17 どのような場合に、他の大学の教員になったり、企業等の職員となっている人を専任教員とできるのか。

(答)

大学設置基準第12条第3項では、「教育研究上特に必要があり」「当該大学における教育研究の遂行に支障がない」と認められる場合を要件として規定している。

「当該大学における教育研究に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該大学の教員組織全体の状況などに照らし、当該大学における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。したがって、同項による専任教員の割合が過度に高くなることにより、当該大学における教育研究の遂行に支障が生じる場合も想定され、かつ、同項は、あくまでも第2項で規定する専任教員の例外を定めるものであることから、同項による専任教員の割合は、この趣旨を踏まえて適正なものとなるように留意する必要がある。

18文科高第133号  
平成18年5月17日

各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
独 立 行 政 法 人 大 学 評 価 ・ 学 位 授 与 機 構 長  
独 立 行 政 法 人 大 学 入 試 セ ン タ ー 理 事 長  
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長  
各 都 道 府 県 知 事 殿  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長  
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長

文部科学事務次官  
結 城 章 夫

(印影印刷)

大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について  
(通知)

先の第162通常国会において「学校教育法の一部を改正する法律(平成17年法律第83号)」(別添1)が成立し、平成17年7月15日に公布されました。

このうち、「短期大学卒業生への学位授与」に係る改正規定については、既に平成17年10月1日から施行されており、その概要及び留意すべき事項については「短期大学卒業生への学位授与に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(17文科高第443号・平成17年9月9日付文部科学事務次官通知)によりお知らせしているところです。

一方、「大学等の教員組織の整備」に係る改正規定については平成19年4月1日から施行されることとなっており、これを受け関係省令の規定の整備を行う必要があり、また、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(平成17年1月28日)及び同審議会答申「新時代の大学院教育 - 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて - 」(平成17年9月5日)を踏まえて、関係省令の改正を行うため、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成18年文部科学省令第11号)」(別添2)が、平成18年3月31日に公布され、平成19年4月1日から施行されることとなりました。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

なお、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会におかれては、所管又は所轄の学校、学校法人及び準学校法人並びに関係市町村教育委員会へ周知いただくようお願いいたします。

## 記

### 第1 学校教育法の一部を改正する法律(平成17年法律第83号)

#### (1)改正の趣旨

今回の改正のうち、「大学等の教員組織の整備」に係る改正規定は、大学及び高等専門学校における教育研究の活性化を図るため、大学に置かなければならない職として、助教授に代えて「准教授」を設け、その職務内容について規定するとともに、「助教」を新設してその職務内容について規定し、あわせて教授及び助手の職務内容についても規定の整備を行うものである。

なお、この改正規定は平成19年4月1日から施行されることとなるが、今回の改正のうち「短期大学卒業生への学位授与」に係る改正規定は、既に平成17年10月1日から施行されていることに留意されたい。

#### (2)改正の概要

大学に置かなければならない職として、助教授に代えて准教授を設けるとともに、助教を新設したこと。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができることとしたこと。(第58条第1項関係)

准教授の職務内容について、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事することとしたこと。(第58条第7項関係)

助教の職務内容について、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事することとしたこと。(第58条第8項関係)

これらの改正に伴い、教授及び助手の職務内容に関する規定の整備を行ったこと。(第58条第6項及び第9項関係)

また、高等専門学校に置かなければならない職として、助教授に代えて准教授を設けるとともに、助教を新設したこと。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができることとしたこと。(第70条の7第1項関係)

准教授の職務内容について、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授することとしたこと。(第70条の7第5項関係)

助教の職務内容について、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授することとしたこと。(第70条の7第6項関係)

これらの改正に伴い、教授及び助手の職務内容に関する規定の整備を行ったこと。(第70条の7第4項及び第7項関係)

#### (3)留意事項



大学の教授、准教授及び助教の職務内容については、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事することとして共通に規定しているが、各職が有すべき知識及び能力等に区別を設けており、各大学において、教員の具体的な職務内容を定める際には、このような各職の位置付けを踏まえ、役割の分担と連携の下で組織的に職務が遂行されるように留意すること。

大学の講師は、教育研究を主たる職務とする職として、基本的に大学に置かなければならないこととした教授、准教授及び助教とは別に、各大学の判断により置くことができることとしたものであり、その基本的な性格は改正前と変わらないが、今回の改正により、教授及び「助教授」でなく、教授及び「准教授」に準ずる職務に従事することとしたこと。

大学の助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事することとし、教授、准教授及び助教とは職務内容が明確に異なる職として位置付けることとしたこと。

高等専門学校の教授、准教授及び助教の職務内容については、学生を教授することとして共通に規定しているが、各職が有すべき知識及び能力等に区別を設けており、各高等専門学校において、教員の具体的な職務内容を定める際には、このような各職の位置付けを踏まえ、役割の分担と連携の下で組織的に職務が遂行されるように留意すること。

高等専門学校の講師は、教育を主たる職務とする職として、基本的に高等専門学校の置かなければならないこととした教授、准教授及び助教とは別に、各高等専門学校の判断により置くことができることとしたものであり、その基本的な性格は改正前と変わらないが、今回の改正により、教授及び「助教授」でなく、教授及び「准教授」に準ずる職務に従事することとしたこと。

高等専門学校の助手は、教育の円滑な実施に必要な業務に従事することとし、教授、准教授及び助教とは職務内容が明確に異なる職として位置付けることとしたこと。

新設する准教授と助教の公定の英文名称は定めないが、各大学等において英文名称を定める際は、米国において、プロフェッサー（professor）の次にアソシエイト・プロフェッサー（associate professor）が位置付けられ、さらにその次の段階にアシスタント・プロフェッサー（assistant professor）が位置付けられていることも参考にされたい。

## 第2 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成18年文部科学省令第11号)

### 1 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の一部改正

#### (1) 教員組織

大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与

する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとしたこと。(第7条第1項関係)

また、大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとしたこと。(第7条第2項関係)

教員組織に関する規定のうち、講座制及び学科目制に関するものについては削除することとしたこと。(改正前の第7条から第9条まで関係)

なお、この改正は、教員の適切な役割分担の下での組織的な連携体制の確保や教育研究に係る責任の所在の明確化を図るものとして、講座制や学科目制を採ることを否定するものではなく、各大学において、硬直的・閉鎖的な運用に陥らないよう必要な工夫や配慮を行った上で、引き続きこれらを採用することも可能であること。

## (2) 授業科目の担当

大学は、主要授業科目については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとしたこと。(第10条第1項関係)

また、大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとしたこと。(第10条第2項関係)

## (3) 専任教員

教員は、一の大学に限り専任教員となるものとし、専任教員は専ら当該大学における教育研究に従事するものとしたこと。ただし、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を専任教員とすることができることとしたこと。(第12条各項関係)

大学における専任教員の数は、当該大学に置く学部の種類及び規模並びに大学全体の収容定員に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数を合計した数以上とするとともに、大学設置基準第11条に規定する「授業を担当しない教員」は専任教員の数に含まないことを明確にしたこと。(第13条及び別表第1関係)

なお、第12条第2項の「専ら」とは、専任教員が、当該大学における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間などの割合が、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定していること。

また、同条第3項の「当該大学における教育研究に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該大学の教員組織全体の状況などに照らし、当該大学における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。したがって、専任教員全体のうち同項による専任教員の占める割合が過度に高くなることにより、当該大学における教育研究の遂行に支障が生じる場合も想定され、かつ、同項は、あくまでも同条第2項で規定する専任教員の例外を定めるものであることから、同条第3項による専任教員の割合は、この趣旨を踏まえて適正なものとなるように留意すること。

#### (4) 教員の資格

准教授となることのできる者については、法改正前の助教授となることのできる者と同様の資格を定めたこと。(第15条関係)

助教となることのできる者については、少なくとも修士の学位又は専門職学位以上の学位を有する者であって、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者であること等を資格として定めたこと。(第16条の2関係)

#### (5) その他所要の規定の整備を行ったこと。

### 2. 高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)の一部改正

#### (1) 教員組織

高等専門学校は、教育の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとしたこと。(第6条第5項関係)

また、高等専門学校は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとしたこと。(第7条関係)

#### (2) 専任教員の要件

教員は、一の高等専門学校に限り専任教員となるものとし、専任教員は専ら当該高等専門学校における教育に従事するものとしたこと。ただし、教育上特に必要があり、当該高等専門学校における教育の遂行に支障がないと認められる場合には、当該高等専門学校における教育以外の業務に従事する者を専任教員とすることができることとしたこと。(第9条各項関係)

なお、第9条第2項の「専ら」とは、専任教員が、当該高等専門学校における教育活動を本務とし、これに従事する時間などの割合が、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定していること。

また、同条第3項の「当該高等専門学校における教育研究に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該高等専門学校の教員組織全体の状況などに照らし、当該高等専門学校における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。したがって、専任教員全体のうち同項による専任教員の割合が過度に高くなることにより、当該高等専門学校における教育研究の遂行に支障が生じる場合も想定され、かつ、同項は、あくまでも同条第2項で規定する専任教員の例外を定めるものであることから、同条第3項による専任教員の割合は、この趣旨を踏まえて適正なものとなるように留意すること。

#### (3) 教員の資格

准教授となることのできる者については、法改正前の助教授となることのできる者と同様の資格を定めたこと。(第12条関係)

助教となることのできる者については、少なくとも修士の学位又は専門職学位以

上の学位を有する者であって、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者であること等を資格として定めたこと。(第13条の2関係)

(4)その他所要の規定の整備を行ったこと。

### 3. 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)の一部改正

#### (1)教育研究上の目的の明確化

大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとしたこと。(第1条の2関係)

なお、目的の策定にあたっては、各大学院のそれぞれの人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし、これらに即して、体系的な教育の課程を提供するとともに、責任ある実践のための人的、組織的体制、物的環境を整えることに資するよう留意すること。また、組織として目的を共有するため、学則や研究科規則などの適切な形式により定めるとともに、大学のホームページ等を活用し、これを広く社会に公表することに留意すること。

#### (2)教員組織

大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くとともに、大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとしたこと。(第8条第1項及び第2項関係)

博士課程を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち博士課程を担当できる資格を有する者がこれを兼ねることができることとしたこと。(第9条第2項関係)

#### (3)教育課程の編成方針

大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとしたこと。また、教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならないこととしたこと。(第10条の2関係)

#### (4)一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位数の計算基準

大学院が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、大学設置基準第21条第2項各号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって1単位とすることとしたこと。(第12条の2関係)

大学院における単位数の計算方法については、従来は、大学設置基準の規定を準用してきたが、大学院の教育機能の実質化やその多様な展開を促すため、大学院独

自のコースワークを充実させ、活性化する趣旨から、一の授業科目について、講義と実習などの複数の授業の方法を組み合わせた授業科目の導入が容易にできるよう、大学院設置基準に規定を設け、その取扱いを明確化したものであること。

なお、第12条の2の規定により単位数を計算する場合においても、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とするものであること。また、「大学設置基準第21条第2項各号に規定する基準を考慮して大学が定める時間」を定めるに当たっては、例えば、講義と実験とを組み合わせる授業科目の場合は、講義及び実験の授業時間数をそれぞれ $x$ 、 $y$ とすると、 $ax + by$  ( $a$ : 1単位の授業科目を構成する内容の学修に必要とされる時間数の標準である45時間を同項第1号の規定により講義について15時間から30時間の範囲で大学が定める時間数で除して得た数値、 $b$ : 同じく45時間を同項第2号の規定により実験について30時間から45時間の範囲で大学が定める時間数で除して得た数値)が45となるように $x$ 及び $y$ の値を定めること。

#### (5) 成績評価基準等の明示等

大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとしたこと。また、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとしたこと。(第14条の2関係)

#### (6) 教育内容の改善のための組織的な研修等

大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとしたこと。(第14条の3関係)

#### (7) 修士課程の修了要件の見直し

修士課程の目的に応じ、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することを修士課程の修了要件とすることができることとしたこと。(第16条関係)

#### (8) その他所要の規定の整備を行ったこと。

### 4. 短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の一部改正

#### (1) 教員組織

短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置くものとしたこと。(第20条第1項関係)

また、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとしたこと。(第20条第2項関係)

## (2) 専任教員

教員は、一の短期大学に限り専任教員となるものとし、専任教員は専ら当該短期大学における教育研究に従事するものとしたこと。ただし、教育研究上特に必要があり、かつ、当該短期大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該短期大学における教育研究以外の業務に従事する者を専任教員とすることができることとしたこと(第21条の2 各項関係)

短期大学における専任教員の数は、別表に定める教授、准教授、講師又は助教の数以上とするとともに、短期大学設置基準第21条に規定する「授業を担当しない教員」は専任教員の数に含まないことを明確にしたこと。(第22条及び別表第1 関係)

なお、第21条の2 第2項の「専ら」とは、専任教員が、当該短期大学における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間などの割合が、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定していること。

また、同条第3項の「当該短期大学における教育研究に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該短期大学の教員組織全体の状況などに照らし、当該短期大学における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。したがって、専任教員全体のうち同項による専任教員の割合が過度に高くなることにより、当該短期大学における教育研究の遂行に支障が生じる場合も想定され、かつ、同項は、あくまでも同条第2項で規定する専任教員の例外を定めるものであることから、同条第3項による専任教員の割合は、この趣旨を踏まえて適正なものとなるように留意すること。

## (3) 教員の資格

准教授となることのできる者については、法改正前の助教授となることのできる者と同様の資格を定めたこと。(第24条関係)

助教となることのできる者については、少なくとも修士の学位又は専門職学位以上の学位を有する者であって、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者であること等を資格として定めたこと。(第25条の2 関係)

## 5. その他所要の省令の規定の整備を行ったこと。

### 第3 施行期日

本施行通知に係る法律及び省令については、平成19年4月1日から施行することとしたこと。

なお、平成18年度中に行われる平成19年4月の大学等の開設に向けた設置審査は、これらの法律及び省令の施行を前提として行われることに留意すること。

また、公私立大学等において、これらの法律及び省令の施行に合わせて学則の変更をしようとする場合は、本年12月31日までに文部科学大臣に届出を行うことが必要であることに留意すること。

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令・新旧対照表  
 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第八条 校長（学長及び高等専門学校を除く。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法第一条に規定する学校の教授、准教授、助教、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第八十二条の二に規定する専修学校の教員（以下本条中「教員」という。）の職</p> <p>ハ又（略）</p> <p>ニ（略）</p>	<p>第八条 校長（学長及び高等専門学校を除く。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法第一条に規定する学校の教授、助教授、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第八十二条の二に規定する専修学校の教員（以下本条中「教員」という。）の職</p> <p>ハ又（略）</p> <p>ニ（略）</p>

改 正 後	現 行
<p>目次 第一章（第九章）（略） 第十章 雑則（第四十三条・第四十六条） 附則</p> <p>（学部） 第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。</p> <p>（教員組織） 第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に心じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>（削除） （削除）</p> <p>（削除） 2   大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。</p> <p>3   大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>第八条 削除</p>	<p>目次 第一章（第九章）（略） 第十章 雑則（第四十三条・第四十五条） 附則</p> <p>（学部） 第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、<u>学科目又は講座の種類及び数、教員数その他が学部として適当な組織をもつと認められるものとする。</u></p> <p>（教員組織） 第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、<u>学科目制、講座制又は大学の定めるところにより、必要な教員を置くものとする。</u></p> <p>2   <u>学科目制は、教育上必要な学科目を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。</u></p> <p>3   <u>講座制は、教育研究上必要な専攻分野を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。</u></p> <p>（新設） 4   大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、<u>教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</u></p> <p>（学科目制） 第八条 <u>教育上主要と認められる学科目（以下「主要学科目」という。）は、原則として専任の教授又は助教授が担当するものとし、主要学科目以外の学科目については、なるべく専任の教授、助教授又は講師が担当するものとする。</u></p>



第九条 削除

(授業科目の担当)

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとする。

2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

(専任教員)

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

(専任教員数)

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数を合計した数以上とする。

(教授の資格)

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 三 (略)

四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者  
五・六 (略)

2 演習、実験、実習又は実技を伴う学科目には、なるべく助手を置くものとする。

(講座制)

第九条 講座には、教授、助教及び助手を置くものとする。ただし、講座の種類により特別な事情があるときは、講師を置き、又は助教若しくは助手を欠くことができる。

2 講座は、原則として専任の教授が担当するものとする。

第十条 削除

(専任教員)

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。この場合において、専任教員は、当該大学以外における教育研究活動その他の活動の状況を考慮し、当該大学において教育研究を担当するに支障がないと認められる者でなければならない。

(専任教員数)

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類に応じ定める数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める数を合計した数以上とする。

(教授の資格)

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 三 (略)

四 大学において教授、助教又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者  
五・六 (略)

(准教授の資格)

第十五条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 (略)
- 二 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者
- 三(五) (略)

(講師の資格)

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第十四条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 (略)

(助教の資格)

第十六条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第十四条各号又は第十五条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
- 三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数(第十三条関係)

- イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの(略)

備考

- 一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする(別表第二において同じ。)
- 二 この表に定める教員数には、第十一条の授業を担当しない教員を含むものとする(以下口の表及び別表第二において同じ。)
- 三(十一) (略)

口 医学又は歯学に関する学部に係るもの(略)

備考

(助教授の資格)

第十五条 助教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 (略)
- 二 大学において助手又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者
- 三(五) (略)

(講師の資格)

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第十四条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者
- 二 (略)

(新設)

別表第一 学部の種類に応じ定める専任教員数(第十三条関係)

- イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの(略)

備考

- 一 この表に定める教員数は教授、助教授又は講師の数を示し、その合計数の半数以上は原則として教授とする(別表第二において同じ。)(新設)
- 二(十) (略)

口 医学又は歯学に関する学部に係るもの(略)

備考

一 この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授、准教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。

二 この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、准教授又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。

三・四 (略)

一 この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授、助教又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。

二 この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、助教又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。

三・四 (略)

改 正 後

現

行

（教員組織）

第二十条 短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

（授業科目の担当）

第二十条 教育上主要と認められる授業科目（以下「主要授業科目」という。）は、原則として専任の教授又は助教が担当するものとし、主要授業科目以外の授業科目についてもなるべく専任の教授、助教又は講師が担当するものとする。

2 | 短期大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

2 | 演習、実験、実習又は実技については、なるべく助手に補助させるものとする。

3 | （略）

3 | （略）

（授業科目の担当）

第二十条の二 短期大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとする。

（新設）

2 | 短期大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

（専任教員）

第二十一条の二 教員は、一の短期大学に限り、専任教員となるものとする。

（新設）

2 | 専任教員は、専ら前項の短期大学における教育研究に従事するものとする。

3 | 前項の規定にかかわらず、短期大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該短期大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該短期大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該短期大学の専任教員とすることができる。

（専任教員数）

第二十二條 専任教員の数は、別表第一により定める教授、准教授、講師又は助教の数以上とする。

（専任教員数）

第二十二條 専任教員の数は、別表第一に定める数以上とする。

（教授の資格）

第二十三條 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当

（教授の資格）

第二十三條 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当

し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一（四）（略）

五 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

六・七（略）

（准教授の資格）

第二十四条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一（略）

二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

三・四（略）

（講師の資格）

第二十五条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第二十三条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

二（略）

（助教の資格）

第二十五条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 第二十三条各号又は第二十四条各号のいずれかに該当する者

二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培つことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

別表第一（第二十二条関係）

イ 学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数

備考

（略）

し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一（四）（略）

五 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、助教又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

六・七（略）

（助教の資格）

第二十四条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一（略）

二 大学又は高等専門学校において助手又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

三・四（略）

（講師の資格）

第二十五条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第二十三条又は前条に規定する教授又は助教となることのできる者

二（略）

（新設）

別表第一（第二十二条関係）

イ 学科の種類に応じ定める教員数

備考

（略）

一 この表に定める教員数の三割以上は教授とする（ロの表において同じ。）。

二 この表に定める教員数には、第二十一条の授業を担当しない教員を含まないものとする（ロの表において同じ。）。

三 九（略）

一 この表に定める教員数は、教授、助教授又は講師の数を示し、その三割以上は教授とする（ロの表において同じ。）。（新設）

二 八（略）

改 正 後	現 行
<p>（専任教員数）                      第九条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十四条に規定する通信による教育を行う学部（以下「通信教育学部」という。）における専任教員の数は、別表第一により定める教授、准教授、講師又は助教の数以上とする。                      2・3 （略）</p> <p>別表第一 通信教育学部の専任教員数（第九条関係）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>備考                      一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする。                      二～五 （略）</p>	<p>（専任教員数）                      第九条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十四条に規定する通信による教育を行う学部（以下「通信教育学部」という。）における専任教員の数は、別表第一のとおりとする。                      2・3 （略）</p> <p>別表第一 通信教育学部の専任教員数（第九条関係）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>備考                      一 この表に定める教員数は、教授、助教、准教授又は講師の数を示し、その合計の半数以上は原則として教授とする。                      二～五 （略）</p>

改 正 後	現 行
<p>（専任教員数）            第九条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十九条の二第六項に規定する通信による教育を行う学科（以下「通信教育学科」という。）における専任教員の数は、別表第一により定める教授、准教授、講師又は助教の数以上とする。            2・3 （略）            別表第一 第九条関係</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>備考            一 （略）            二 この表に定める教員数の三割以上は原則として教授とする。            三、六 （略）</p>	<p>（専任教員数）            第九条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十九条の二第六項に規定する通信による教育を行う学科（以下「通信教育学科」という。）における専任教員の数は、別表第一のとおりとする。            2・3 （略）            別表第一 第九条関係</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>備考            一 （略）            二 この表に定める教員数は、教授、助教又は講師の数を示し、その三割以上は原則として教授とする。            三、六 （略）</p>



改 正 後	現 行
<p>（無試験認定の受験資格）</p> <p>第九条 左の各号の一に該当する者は、無試験認定を受けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 大学において博物館に関する科目に関し一年以上教授、<u>准教授</u>、<u>助教</u>又は講師の職にあつた者</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（無試験認定の受験資格）</p> <p>第九条 左の各号の一に該当する者は、無試験認定を受けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 大学において博物館に関する科目に関し一年以上教授、<u>助教</u>又は講師の職にあつた者</p> <p>三・四 （略）</p>

## 大学の設置等の認可申請・届出に係る手続等の改正について

### 1 申請期限の変更

#### (1) 大学院大学の新設に関する審査期間の確保

(現) 6月末申請 (新) 4月末申請  
答申の時期(11月)は変更なし

#### (2) 学部・大学院等の申請期限の一本化(9月末申請の廃止)

(現) 6月末・9月末申請の2回 (新) 6月末申請の1回

### 2 大学院の設置認可の弾力化

(現) 基礎となる学部の設置後2年経過 (新) < 撤廃 >

### 3 認可・届出後の履行状況調査の実施の明確化

(現) 認可後の調査のみ告示で規定  
(新) 認可・届出後の調査を省令で規定

### 4 問題事案への厳正な対応

(現) 著しい入学定員超過の法人からの申請は認可せず  
(新) 著しい入学定員超過に加え、  
設置の申請・届出における虚偽等の不正行為  
法令違反状態への是正措置の適用  
私学助成の不正受給に係る返還の未履行  
認可・届出に係る設置計画の履行状況が著しく  
不適當  
などに係る法人からの申請は認可せず( は当該  
行為判明時から最長5年)

### < 改正する省令等及び施行日 >

「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」、「私立学校法施行規則」、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」等の改正・廃止  
平成18年4月1日施行

## 1 1月答申の提出に当たって [ 大学設置・学校法人審議会会長コメント ]

- 1 このたび、大学設置・学校法人審議会は、本年5月及び7月に諮問のあった平成18年度開設予定の公私立の大学、大学院などについて答申を行った。大学等の設置について諮問のなされたもののうち、今回認可の答申に至った案件は91件であり、それぞれ円滑かつ確実に設置計画を履行し、特色ある充実した教育研究活動を展開されることを期待したい。
- 2 本年度の申請の大きな特色の一つは、大学院大学関係が12件と、過去最多であったということである。このうち、今回の答申で認可となったのは7件であり、その他は、申請が取り下げられたり、当審議会において、法令・基準に適合していない、又は、更に吟味を必要とするという判断を示したりすることとなった。大学院大学に関する申請については、総じて準備不足の傾向が顕著であり、教員組織や教育課程などの内容、施設・設備などの態様の面で、大学としてふさわしくないと云わざるを得ない案件や、強い疑義の生ずる案件が見られた。
- 3 また、審査過程では、現在あるいは過去の申請書類について、虚偽の内容を含んでいたり、その真実性が強く疑われたりするような事例が相次いで発生したことは、大学運営に携わる者のモラルが問われる問題であると同時に、設置認可制度の根幹を揺るがす問題であり、極めて遺憾である。
- 4 こうした問題の背景には、各申請者において、大学間競争の激化に伴い、学生確保を急ぐ余り、申請に先立つ設置計画の検討・準備が拙速に行われていることがあるものと考えられる。質の高い大学づくりのためには、大学制度や大学改革の動向を十分に理解した上で、相応の時間をかけて基本構想を練り、これに整合した体系的な教育課程を研究し、広く適切な教員の確保を図っていくことが不可欠である。このことは、学生保護の観点からも、各申請者に対して強くお願いしたい。
- 5 同時に、文部科学省に対しては、適正な審査のため、当面以下のような取組の検討を期待したい。
  - (1) 申請者と審議会との「対話」をより深めて、補正の機会を確保するなど、審査手続の改善を図ること。特に、大学院大学の設置については、大学新設に準じた取扱いを検討すること。
  - (2) 虚偽申請に対するペナルティを明確化するなど再発防止策を講ずること。
  - (3) 設置認可後の年次計画履行状況調査の充実を図ること。
- 6 当審議会としては、国際通用性のある大学の質保証のため、審査に遺漏のないよう、引き続き適切に対応してまいりたい。

平成17年11月28日

大学設置・学校法人審議会会長 永田 眞三郎

18文科高第49号  
平成18年4月18日

各 公 私 立 大 学 長  
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大学を設置する各学校法人の理事長 殿  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長  
高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長  
高等専門学校を設置する各学校法人の理事長

文部科学省高等教育局長  
石 川 明

( 印 影 印 刷 )

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則等の制定について ( 通知 )

このたび、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）」（別添1）が、平成18年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。

また、これに併せて、別添2～9のとおり、「私立学校法施行規則の一部を改正する省令（平成18年文部科学省令第17号）」、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する件（平成18年文部科学省告示第43号）」、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示（平成18年文部科学省告示第44号）」、「学校設置会社が大学，短期大学若しくは高等専門学校又は大学の学部，学部の学科，大学院，大学院の研究科若しくは短期大学若しくは高等専門学校の学科を設置する場合の当該大学等の経営に必要な財産等に関する審査基準の一部を改正する告示（平成18年文部科学省告示第45号）」、「学校設置会社の大学等の設置の認可申請に係る書類，書類の様式及び提出部数の一部を改正する告示（平成18年文部科学省告示第46号）」、「大学，短期大学，高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準の一部を改正する告示（平成18年文部科学省告示第51号）」、「大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則附則第4項及び第5項が適用される場合の第3条第1項の認可申請書その他の書類の様式及び提出部数を廃止する告示（平成18年文部科学省告示第52号）」

及び「大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数を廃止する告示（平成18年文部科学省告示第53号）」が、平成18年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されています。

これらの省令等の概要及び運用方針は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

なお、大学の設置等に係る申請書類等の様式については、文部科学省のホームページ（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ninka/main3\\_a3.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/main3_a3.htm)）上で公表しておりますので、適宜御活用ください。

## 記

### 第1 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）

#### （1） 大学院大学の設置の認可に係る申請書類の提出期限の変更

大学院大学の新設については、これまで申請期限は開設前年度の6月末までとされており、申請者にとって申請内容の十分な補正の機会が得られない等の問題があったことから、大学院大学の設置に係る申請期限を開設前年度の4月末までとしたこと。

（第2条）

#### （2） 学部の設置等の認可に係る申請書類の提出期限の変更

学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻、短期大学の学科及び高等専門学校等の学科の設置並びに大学院の課程の変更については、平成15年度から、設置届出制の導入に伴う過渡的措置として6月末及び9月末の2回にわたり認可申請の機会が設けられているが、設置届出制が一応の定着を見たことを踏まえ、9月末申請を廃止し6月末申請に一本化したこと。（第3条から第5条まで）

#### （3） 大学等の設置者の変更及び廃止に係る手続の明確化

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項に基づく大学等の設置者の変更の認可申請手続を規定したこと。（第8条）

大学等の廃止に係る学校教育法第4条第1項に基づく認可及び同条第2項に基づく届出に係る手続を規定したこと。なお、大学の学部、短期大学の学科及び大学院の研究科の廃止は、「私立大学等の学長変更及び公私立大学等の学則変更等の届出について（17文科高第475号、平成17年9月30日付け高等教育局長通知）」3クに基づく学則の変更の届出から、本省令に基づく手続に変更したので留意すること。

（第9条）

#### （4） 認可及び届出に係る留意事項等の明確化

大学の設置等の認可の際、設置計画の履行に当たって主体的に改善すべき点を「留意事項」として大学に通知し、ホームページで公表（平成15年度から実施）してきたが、設置届出の場合を含め留意事項を通知・公表する旨明確化したこと。（第12条及び第13条）

#### （5） 年次計画履行状況調査の明確化

認可を受けた大学等に対する「年次計画履行状況調査」について、設置届出の場合を含め設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を実施でき

る旨明確化したこと。(第14条)

(6) その他

これまで告示で別途定めていた申請書類の様式及び提出部数について、一覧性を高めるため、本省令の別記様式及び別表に掲げるほか、申請者にとって簡明な規定とするため、条項を整理したこと。(第1条から第11条まで、第15条、別記様式及び別表)

第2 私立学校法施行規則の一部を改正する省令(平成18年文部科学省令第17号)

(1) 大学院大学の設置に係る寄附行為認可及び寄附行為変更認可の申請書類の提出期限の変更

大学院大学の設置に係る寄附行為認可及び寄附行為変更認可の申請書類の提出期限について、従前の6月末までを、4月末までとしたこと。(第2条、第4条及び第9条)

(2) 学部の設置等に係る寄附行為変更認可の申請書類の提出期限の変更

既存の大学等に新たな学部、学部の学科、大学院等を設置する場合の寄附行為変更認可の申請書類の提出期限について、従前設けられていた9月末申請を廃止し6月末申請に一本化したこと。(第4条及び第9条)

第3 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する件(平成18年文部科学省告示第43号)

(1) 標準設置経費について、近年の物価の実情等を考慮し引き下げることとしたこと。(第1の1の(9)及び別表第1)

(2) 標準経常経費について、近年の人件費の実情等を考慮し引き下げることとしたこと。また、教員の人件費について、3年制の短期大学においては、開設年度に複数学年の受入を行う場合を除き、教員を年次計画により整備する場合は教員数に3分の2を乗じて得た数とすることができるよう改正を行ったこと。(第1の2の(1)及び別表第2)

第4 学校法人の寄附行為の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示(平成18年文部科学省告示第44号)

(1) 「理事及び監事が学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有することを説明する書類」を追加したこと。(様式第2号 付表2-1)

(2) 学校教育法改正に伴い、専任教職員給与内訳表において、「准教授」及び「助教」を追加し、「助教授」を削除する改正を行ったこと。(様式第6号 付表6-4)

第5 学校設置会社が大学、短期大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは短期大学若しくは高等専門学校の学科を設置する場合の当該大学等の経営に必要な財産等に関する審査基準の一部を改正する告示(平成18年文部科学省告示第45号)

(1) 標準設置経費について、近年の物価の実情等を考慮し引き下げることとしたこと。

(第1の1の(9)及び別表第1)

- (2) 標準経常経費について、近年の人件費の実情等を考慮し引き下げることにした。また、教員の人件費について、3年制の短期大学においては、開設年度に複数学年の受入を行う場合を除き、教員を年次計画により整備する場合は教員数に3分の2を乗じて得た数とすることができるよう改正を行ったこと。(第1の2の(1)及び別表第2)

第6 学校設置会社の大学等の設置の認可申請に係る書類、書類の様式及び提出部数の一部を改正する告示(平成18年文部科学省告示第46号)

- (1) 「学校の経営を担当する役員が学校を運営するために必要な知識又は経験を有することを説明する書類」を追加したこと。(様式第1号 付表1-1)
- (2) 「損益計算予算決算総括表における経常損益の部(新設校分)内訳表」を追加したこと。(様式第7号 付表7-1)
- (3) 学校教育法改正に伴い、専任教職員等給与内訳表において、「准教授」及び「助教」を追加し、「助教授」を削除する改正を行ったこと。(様式第9号)

第7 大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準の一部を改正する告示(平成18年文部科学省告示第51号)

#### 1. 改正の概要

- (1) 題名を「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」に改めたこと。
- (2) 申請書類に虚偽の内容が含まれていたり、その真実性が強く疑われたりすることは、設置認可制度の根幹を揺るがす問題であることから、認可申請者が、  
設置の認可申請又は届出において虚偽等の不正行為があった者であって、当該行為が判明した日から最長5年を経過していない者  
法令違反状態への是正措置の適用を受け、当該事項の改善が認められない者  
私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づく補助金の不正受給に係る返還が未履行である者  
認可又は届出に係る設置計画の履行状況が著しく不相当であると認められる者に該当する場合、文部科学大臣は認可しないこととしたこと。(第2条)
- (3) これまで、学部設置から2年を経過しない者の大学院設置を認めないこととしていたが(改正前の告示第2条)、既に学部基礎を持たない大学院大学が制度化されていることから、当該規制を撤廃したこと。

#### 2. 第2条第1号及び第4号の運用方針について

- (1) 第2条第1号  
「偽りその他不正の行為があった者」について  
過去の認可申請(認可、不認可、申請の取り下げの別は問わない)又は届出において、虚偽の記載や不正な働きかけがあった者が対象となる。典型的な類型は以下のとおりである。  
) 文部科学省への提出書類(大学の設置認可申請書、届出書、審査過程で提出された書類)の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如

(例) 教員の業績等の水増し，実施予定のない取組の記載，架空の寄付金の計上  
) 面接審査・実地審査時における不正の行為

(例) 虚偽・重大な事実を欠く陳述，校舎・設備等の偽装，広報資料における申請書類と著しく整合性を欠く内容の記載

) その他

(例) 法令に抵触又はその疑義がある事実の隠蔽，学内手続に係る不正

「当該行為が判明した日から起算して5年以内で相当と認める期間」について

「重大なもの」と「その他」の二つの類型に分け，「相当と認める期間」をそれぞれ「概ね4～5年」と「概ね2～3年」とする。また，「その他」のうち軽微なものについては当該期間を「2年未満」とする。

) 重大なもの(相当と認める期間：概ね4～5年)

以下のいずれか又は全てに該当する場合

・ 認可処分に重大な違法性があるもの

不正行為がなければ，申請内容等が法令に明らかに適合しない場合

・ 不正行為が是正されていないもの

申請時と同様の不正行為が恒常的に行われ，是正されていない場合

・ 不正行為が組織的・意図的に行われている場合

理事長，学長，学部長，事務局長等組織としての責任を有する者が直接関与している場合や，学部単位，研究科単位で意図的に不正を行っている場合

) )以外(相当と認める期間：概ね2～3年)

) )のうち軽微なもの(相当と認める期間：2年未満)

以下のいずれかに該当し，不正行為に伴う学生等の被害が生じていない場合は，当該不正行為の内容を総合的に勘案し，「相当と認める期間」を「2年未満」とする。

・ 不正行為を行った時点から10年以上が経過しているもの

・ 大学設置・学校法人審議会による指摘の前に自主的に不正を報告・公表し，改善努力を行っているものと認められるもの

・ 不正行為が特定の個人(理事長，学長，学部長，事務局長等組織としての責任を有する者を除く。)の意思に基づくもの

(2) 第2条第4号

「設置計画」について

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成18年文部科学省令第12号)第13条において，「認可又は届出に係る大学の設置等に関する計画」を「設置計画」と定義しており，設置認可申請書類又は届出書類の内容全体を指す。ただし，「大学設置基準第46条の規定に基づき，新たに大学等を設置する場合の教員組織，校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件(平成15年文部科学省告示第44号)」，「高等専門学校設置基準第29条の規定に基づき，新たに高等専門学校等を設置する場合の教員組織，校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件(平成15年文部科学省告示第48号)」，「大学院設置基準第33条の規定に基づき，新たに大学院等を設置する場合の教員組織，校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件(平成15年文部科学省告示第50号)」，「短



期大学設置基準第37条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件（平成15年文部科学省告示第52号）」（下記において「段階整備の告示」と総称する。）において、段階的な整備について定められている事項等（教員組織の整備状況、授業科目の開設状況、校舎等の施設及び設備の整備状況）に関しては、特に確実な履行が求められる。

「履行の状況が著しく不相当と認められる」場合について

上記を踏まえ、**「履行の状況が著しく不相当と認められる」**典型的な類型としては、以下のとおりである。これらを目安として、大学設置・学校法人審議会の専門的な意見を踏まえ、「著しく不相当」か否かを判定する。

） 教員組織の整備状況

- ・ 教員の未就任等により、当該年度において段階整備の告示に定める「教員数に占める割合」を充足しない場合
- ・ 教員の未就任等が相当数に上り、主要授業科目の多数を兼任教員が担当する等、教育課程の円滑な実施に支障が生ずると認められる場合

） 授業科目の開設状況

以下のような事由により、教育課程の体系的な履修に支障が生じていると認められる場合

- ・ 授業科目の配当年次の大幅な変更
- ・ 多数の授業科目内容の変更
- ・ 主要授業科目の未開講

） 校舎等の施設及び設備の整備状況

- ・ 整備計画の遅延により、段階整備の告示に定める「校舎等に占める割合」を充足しない場合
- ・ 開設する授業科目に必要な教室（講義室、演習室、実験・実習室等）が備わっていない等、教育研究活動の円滑な実施に重大な支障が生ずると認められる場合

第8 大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則附則第4項及び第5項が適用される場合の第3条第1項の認可申請書その他の書類の様式及び提出部数を廃止する告示（平成18年文部科学省告示第52号）

「大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則（平成3年文部省令第46号）」の廃止に伴い、当該規則の附則に基づく告示を廃止することとしたこと。

第9 大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数を廃止する告示（平成18年文部科学省告示第53号）

上記第1の「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）」において、新たに申請又は届出に係る提出書類の様式及び提出部数を規定したことから、告示を廃止することとしたこと。

# 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則

(平成十八年三月三十一日 文部科学省令第十二号)

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十八条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則を次のように定める。

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則

(定義)

第一条 この省令において「大学の設置等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 大学又は高等専門学校
  - 二 大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科(以下「学部等」という。)の設置
  - 三 大学の大学院の設置、大学院の研究科若しくは研究科の専攻(以下「研究科等」という。)の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
  - 四 高等専門学校の学科の設置
  - 五 大学における通信教育の開設
  - 六 私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更
  - 七 大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科(以下「大学等」という。)の設置者の変更
  - 八 大学等の廃止
- 第二条 大学又は高等専門学校の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書(別記様式第一号の一)に次に掲げる書類を添えて、当該大学又は高等専門学校を開設する年度(以下「開設年度」という。)の前年度の四月一日から同月三十日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書(別記様式第二号)
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則
- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 五 大学又は高等専門学校の設置の趣旨等を記載した書類
- 六 教員名簿(別記様式第三号)
- 七 前項の申請をした者は、教員個人調査書(別記様式第四号)及び教員就任承諾書(別記様式第五号)を、開設年度の前年度の七月三十一日までに文部科学大臣に提出するものとする。
- 八 第一項の申請をした者のうち、医科大学(医学又は歯学)に関する学部又は学部の学科を設置する大学をいう。以下この項において同じ。)を設置しようとする者は、前項の書類に加え、次に掲げる書類を、開設年度の前年度の七月三十一日までに文部科学大臣に提出するものとする。
  - 一 附属病院所在地域の概況説明書(別記様式第六号)
  - 二 附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書(別記様式第七号)
  - 三 関連教育病院(医科大学と連携して学生の臨床教育等に当たる病院をいう。)の概要等を記載した書類(関連教育病院を利用する場合に限る。)
  - 四 第一項の申請をした者のうち、薬学に関する学部又は学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの(以下「臨床薬学」に関する学部又は学部の学科」という。)を設置する大学を設置しようとする者は、第二項の書類に加え、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十九条の二に規定する薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類(以下「薬学実務実習施設概要書類」という。)を、開設年度の前年度の七月三十一日までに文部科学大臣に提出するものとする。
  - 五 第一項の申請をした者のうち、既設の大学、学部等、大学の大学院又は研究科等(以下この項において「既設大学等」という。)を廃止し、その職員組織等を基に大

- 学を設置しようとする者は、第二項の規定にかかわらず、当該大学に置く学部等又は研究科等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編成並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調査書(別記様式第四号)を提出することを要しない。
- 六 第一項の申請をした者のうち、既設の高等専門学校又は高等専門学校等の学科(以下この項において「既設高等専門学校等」という。)を廃止し、その職員組織等を基に高等専門学校を設置しようとする者は、第二項の規定にかかわらず、当該高等専門学校に置く学科のうち、教育上の目的、学科の分野、教員組織の編成及び教育課程の編成等が既設高等専門学校等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調査書(別記様式第四号)を提出することを要しない。
  - 七 第一項の申請をしようとする者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

(学部等の設置の認可の申請及び届出)
  - 八 第三条 学部等の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書(別記様式第一号の一)に次に掲げる書類を添えて、当該学部等を開設する年度(以下「学部等開設年度」という。)の前年度の四月一日から六月三十日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。
    - 一 基本計画書(別記様式第二号)
    - 二 校地校舎等の図面
    - 三 学則(変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。)
    - 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
    - 五 学部等の設置の趣旨等を記載した書類
    - 六 教員名簿(別記様式第三号)
    - 七 教員個人調査書(別記様式第四号)
    - 八 教員就任承諾書(別記様式第五号)
  - 九 前項の申請をしようとする者のうち、医学又は歯学に

- 関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第三項に掲げる書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。この場合において、前条第三項第三号中「医科大学」とあるのは、「医学又は歯学に関する学部又は学部の学科」とする。
- 3 第一項の申請をしようとする者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、薬学実務実習施設概要書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
- 4 第一項の申請をしようとする者のうち、既設の大学又は学部等（以下この項において「既設大学等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に学部等を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編成並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。
- 5 第一項の申請をしようとする者のうち、大学の学部を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部に掲げる学科のうち、当該大学の授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。
- 6 第一項の申請をしようとする者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。
- 7 学部等の設置の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類（同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、学部等開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは、「届出」とする。
- 8 前項の届出を行おうとする者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の

書類に加え、薬学実務実習施設概要書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

9 第七項の届出を行おうとする者のうち、あわせて通信教育の開設の届出を行おうとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第七項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。

（大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出）

第四条 第三項第一項、第四項から第七項まで及び第九項の規定は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
第一欄	第一欄	第二欄
第三項第一項	学部等の設置	大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
第四項	学部等を開設する年度	大学の大学院を設置する年度、研究科等を設置する年度又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程を変更する年度
第五項	学部等開設年度	研究科等開設年度
第六項	学部又は学部等	大学又は大学の大学院若しくは研究科等
第七項	学部等の	大学の大学院又は研究科等の

（高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出）

第五条 第三項第一項、第四項及び第七項の規定は、高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
第一欄	第二欄	第三欄
第三項第一項	学部等の	高等専門学校の学科の
第四項	学部等開設年度	学科開設年度
第五項	大学又は学部等	高等専門学校又は高等専門学校の学科
第六項	既設大学等	既設高等専門学校等
第七項	学部等を	高等専門学校の学科を
第八項	学部等の	高等専門学校の学科の
第九項	教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編成並びに	教育上の目的、学科の分野、教員組織の編成及び
第十項	学部等の	高等専門学校の学科の
第十一项	学部等開設年度	学科開設年度

（大学における通信教育の開設の認可の申請及び届出）

第六条 大学における通信教育の開設の認可を受けようとする者（第二条第七項及び第三条第六項に規定するもの

を除く。)は、認可申請書(別記様式第一号の一)に次に掲げる書類を添えて、当該通信教育を開設する年度次項において「通信教育開設年度」という。)の前年度の四月一日から六月三十日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書(別記様式第二号)
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則(変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。)
- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 五 大学における通信教育の開設の趣旨等を記載した書類

- 六 教員名簿(別記様式第三号)
- 七 教員個人調書(別記様式第四号)
- 八 教員就任承諾書(別記様式第五号)
- 九 通信教育実施方法説明書(別記様式第八号)
- 十 通信教育に係る規程

2 大学における通信教育の開設の届出を行うとする者は、届出書(別記様式第一号の一)に前項に掲げる書類(同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。)を添えて、通信教育開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

(私立の大学又は高等専門学校に収容定員に係る学則の変更の認可の申請及び届出)

第七条 私立の大学又は高等専門学校の収容定員(通信教育に係るものを除く。)に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書(別記様式第一号の一)に次に掲げる書類を添えて、当該学則を変更する年度(以下「学則変更年度」という。)の前年度の四月一日から四月三十日まで又は七月一日から七月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書(別記様式第二号)
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則(変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照

表を含む。)

- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 五 学則の変更の趣旨等を記載した書類
- 六 教員名簿(別記様式第三号)
- 2 私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書(別記様式第一号の一)に前項並びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

3 私立の大学又は高等専門学校の収容定員(通信教育に係るものを除く。)に係る学則の変更の届出を行うとする者は、届出書(別記様式第一号の一)に第一項に掲げる書類を添えて、学則変更年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

4 私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の届出を行うとする者は、届出書(別記様式第一号の一)に第一項並びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、第一項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

(大学等の設置者の変更の認可の申請)

第八条 大学等の設置者の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書(別記様式第一号の一)に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書(別記様式第二号)
  - 二 校地校舎等の図面
  - 三 学則(変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。)
  - 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
  - 五 変更の事由及び時期を記載した書類
  - 六 教員名簿(別記様式第三号)
- (大学等の廃止の認可の申請及び届出)
- 第九条 大学等の廃止の認可を受けようとする者は、認可申請書(別記様式第一号の一)に次に掲げる書類を添え

て、文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書(別記様式第二号)
- 二 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 三 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

2 大学等の廃止の届出を行うとする者は、届出書(別記様式第一号の一)に前項に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第二号中「申請」とあるのは「届出」とする。

(認可の手続)

第十条 文部科学大臣は、第二項第一項及び第七項、第三項第一項(第四条及び第五条において準用する場合を含む。)、及び第六項(第四条において準用する場合を含む。)、第六項第一項並びに第七項第一項及び第二項の申請があった場合には、開設年度、学部等開設年度、研究科等開設年度、学科開設年度、通信教育開設年度又は学則変更年度の前年度の三月三十一日までに当該申請に係る認可をすることがどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

(法第四条第三項の命令の期限)

第十一条 文部科学大臣は、法第四条第二項の届出(次条第十三条及び第十四条において単に「届出」という。))をした者に対し、法第四条第三項の規定による命令を行う場合には、当該届出があった日から起算して六十日以内(これを延長する認可の申請が行われている場合においては、この限りでない。))に、この限りでない。

(認可等の公表)

第十二条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可(次条及び第十四条において単に「認可」という。))をした場合又は届出があった場合には、速やかに、その旨、名称、位置及び次条に規定する事項その他必要な事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(留意事項)

第十三条 文部科学大臣は、認可を受けた者又は届出を行

つた者が当該認可又は届出に係る大学の設置等に関する計画（次条において「設置計画」という。）を履行するに当たって留意すべき事項（次条において「留意事項」という。）があると認めるときは、当該者に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

（履行状況についての報告等）

第十四条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（提出部数）

第十五条 この省令の規定による認可申請書（別記様式第一号の一）その他の書類（次項において「認可申請書等」という。）の提出部数は、別表のとおりとする。

2 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、認可申請書等以外の書類の提出を求め、又は認可申請書等の一部の提出を免除することができる。

#### 附 則

- 1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則（平成三年文部省令第四十六号）は、廃止する。

## 大学設置認可申請書

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

申請者の職名及び氏名 印

このたび、  
大学を設置したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。

(注)

- 1 「  
大学設置」及び「  
大学を設置」の部分については、認可の申請の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 2 設置者の変更の認可を受けようとする場合には、「申請者の職名及び氏名」の欄は、当該変更に関係する地方公共団体又は学校法人の連署とすること。
- 3 「申請者の職名及び氏名」の欄の「印」は、本人の署名（法人にあつては、代表者の署名）をもって代えることができること。
- 4 「学校教育法第4条第1項」の部分については、申請の内容に応じ、「学校教育法第4条第1項及び学校教育法施行令第23条」とすること。

## 大学 学部設置届出書

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名 印

このたび、  
大学 学部を設置することについて、学校教育法第4条第2項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

(注)

- 1 「  
大学 学部設置」及び「  
大学 学部を設置」の部分については、届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 2 「届出者の職名及び氏名」の欄の「印」は、本人の署名（法人にあつては、代表者の署名）をもって代えることができること。
- 3 「学校教育法第4条第2項」の部分については、届出の内容に応じ、「学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項」とすること。

## 基本計画書

基本計画									
事項	記入欄							備考	
計画の区分									
フリガナ設置者									
フリガナ大学の名称									
大学本部の位置									
大学の目的									
新設学部等の目的									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限 年	入学定員 人	編入学員 年次人	収容定員 人	学位又は称号	開設時期及び開設年次 年月第年次	所在地	
	計								
同一設置者内における変更状況(定員の移行, 名称の変更等)									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数						卒業要件単位数	
		講義	演習	実験・実習	計				
		科目	科目	科目	科目	単位			
教員組織の概要	学部等の名称			専任教員等					兼任教員
	新設		教授	准教授	講師	助教	計	助手	人
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	既設		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
合計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		人		人		人		
			( )		( )		( )		
	技術職員		( )		( )		( )		
	図書館専門職員		( )		( )		( )		
	その他の職員		( )		( )		( )		
計		( )		( )		( )			

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
	運 動 場 用 地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
	小 計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
	そ の 他	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
	合 計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
		m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)				
専任教員研究室		新設学部等の名称			室 数				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
		{ } ( { } )	{ } ( { } )	{ } ( { } )	( )	( )	( )		
	計	{ } ( { } )	{ } ( { } )	{ } ( { } )	( )	( )	( )		
図書館		面積	閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数					
		m <sup>2</sup>							
体育館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要						
		m <sup>2</sup>							
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設年度	完成年度	区 分	開設前年度	開設年度	完成年度		
	教員 1 人 当 り 研 究 費 等	千円	千円	図書購入費	千円	千円	千円		
	共 同 研 究 費 等	千円	千円	設備購入費	千円	千円	千円		
	学生 1 人 当 り 納 付 金	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		
学生納付金以外の維持方法の概要									
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称								
	学 部 等 の 名 称	修業 年限 年	入学 定員 人	編入学 定員 年次 人	収容 定員 人	学位又 は称号	定員 超過率 倍	開設 年度	所 在 地
附属施設の概要									

(注)

- 1 学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置，大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合は，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 2 私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 3 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」，「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 4 「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
- 5 空欄には，「-」又は「該当無し」と記入すること。



教育課程等の概要														
( 学部 学科等 )														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
科目														
	小計(科目)	-												
科目														
	小計(科目)	-												
科目														
	小計(科目)	-												
科目														
	小計(科目)	-												
合計(科目)		-												
学位又は称号			学位又は学科の分野											
卒業要件及び履修方法									授業期間等					
									1学年の学期区分					期
									1学期の授業期間					週
									1時限の授業時間					分

(注)

- 1 学部等，研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校等の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。

授 業 科 目 の 概 要			
( 学部 学科等 )			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考

(注)

- 1 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。

## 教 員 名 簿

学 長 及 び 学 部 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)

(注)

- 1 大学にあっては学長及び学部長，短期大学にあっては学長及び学科の長，大学の大学院にあっては学長及び研究科の長，高等専門学校にあっては校長について記入すること。
- 2 大学の学部，短期大学の学科，大学院の研究科の数に応じ，適宜枠を増やして記入すること。



## 教 員 個 人 調 書

履 歴 書				
フリガナ		性別		生年月日(年齢)
氏名				年月日(満歳)
国籍		現住所		
月額基本給	千円			
学 歴				
年月	事項			
年月				
年月				
年月				
職 歴				
年月	事項			
年月				
年月				
年月				
学 会 及 び 社 会 に お け る 活 動 等				
現在所属している学会				
年月	事項			
年月				
年月				
年月				
賞 罰				
年月	事項			
年月				
年月				
年月				
職 務 の 状 況				
勤務先	職名	学部等又は所属部局の名称	担当授業科目の名称	備考
				上記のとおり相違ありません。
年月日				氏名 印

(注)

- この書類は、学長及び学部長(短期大学にあっては学長及び学科の長、大学の大学院にあっては学長及び研究科の長、高等専門学校にあっては校長とする。)並びに専任教員について作成すること。
- 医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合、附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
- 「国籍」の欄は、当該学長等が外国籍である場合にのみ、その国名を記入すること。
- 「氏名」の欄の「印」は、本人の署名をもって代えることができること。

教 育 研 究 業 績 書				
				年 月 日
				氏名 印
研 究 分 野		研 究 内 容 の キ ー ワ ー ド		
教 育 上 の 能 力 に 関 する 事 項				
事 項		年 月 日	概 要	
1 教育方法の実践例				
2 作成した教科書,教材				
3 教育上の能力に関する大学等の評価				
4 実務の経験を有する者についての特記事項				
5 その他				
職 務 上 の 実 績 に 関 する 事 項				
事 項		年 月 日	概 要	
1 資格,免許				
2 特許等				
3 実務の経験を有する者についての特記事項				
4 その他				
研 究 業 績 等 に 関 する 事 項				
著書, 学術論文等の名称	単著・ 共著の別	発行又は 発表の年月	発行所, 発表雑誌等 又は発表学会等の名称	概 要
(著書)				
1				
2				
3				
:				
(学術論文)				
1				
2				
3				
:				
(その他)				
1				
2				
3				
:				

(注)

- この書類は,学長及び学部長(短期大学にあっては学長及び学科の長,大学の大学院にあっては学長及び研究科の長,高等専門学校にあっては校長とする。)並びに専任教員について作成すること。
- 医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合,附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
- 「研究業績等に関する事項」には,書類の作成時において未発表のものを記入しないこと。
- 「氏名」の欄の「印」は,本人の署名をもって代えることができること。

# 教 員 就 任 承 諾 書

年 月 日

(申請者名) 殿

氏名

印

私は、大学の設置の認可の上は、学部 学科の専任の教員として、年 月 日から就任し、下記の科目を担当することを承諾します。

## 記

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

## (注)

- 1 この書類は、学長及び学部長（短期大学にあっては学長及び学科の長、大学の大学院にあっては学長及び研究科の長、高等専門学校にあっては校長とする。）並びに教員について作成すること。
- 2 医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合、附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
- 3 「大学の設置」及び「学部 学科」の部分については、認可の申請の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 4 「学部 学科の専任の教員」及び「就任し、下記の科目を担当する」の部分については、役職、授業科目の担当の有無等に応じ、適切に表記を変更すること。
- 5 「氏名」の欄の「印」は、本人の署名をもって代えることができること。
- 6 当該大学に初めて専任教員として就任する者については、この書類に印鑑証明書を添付すること。

## 附 属 病 院 所 在 地 域 の 概 況 説 明 書

事項	記 入 欄						備考
人口及びその動態	区 域	左の区域に含まれる市区町村名	人 口	過去 3 年間に おける人口増減数			今後 5 年間に おける人口増減の見込み
			千人	年	年	年	
	所在地からほぼ10km圏内にある市区町村の区域			千人	千人	千人	千人
	所在地からほぼ20km圏内にある市区町村の区域						
	同 一 都 道 府 県 内	/					
医療機関の配置状況	区 域	医 療 機 関 数	保 有 病 床 数	医 師 数	医 師 一 人 当 り 人 口	推定患者数(年間延べ)	
			床	人	人	入院患者数	外来患者数
	所在地からほぼ10km圏内にある市区町村の区域					人	人
	所在地からほぼ20km圏内にある市区町村の区域						
	同 一 都 道 府 県 内						
附属病院の患者確保の見通し							
附属病院と地域社会との連携関係							

(注)

- 1 「人口及びその動態」及び「医療機関の配置状況」の欄に記入する数値について、その基礎となった調査統計等の名称及び調査時点を「備考」の欄に記入すること。
- 2 「所在地からほぼ10(20)km圏内にある市区町村の区域」とは、当該附属病院の所在する市区町村(政令指定都市の区を含む。)又は当該附属病院の所在地から直線距離で10(20)km以内に市区役所、町村役場が所在する市区町村の区域をいう。



### 附属病院の医師，歯科医師，看護師等の配置計画書

区分 職名	専任					兼任					計					備考
	開設時	第一年次	第二年次	第三年次	計	開設時	第一年次	第二年次	第三年次	計	開設時	第一年次	第二年次	第三年次	計	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
医師																
歯科医師																
薬剤師																
看護師																
准看護師																
看護助手																
診療放射線技師																
診療エックス線技師																
臨床検査技師																
衛生検査技師																
栄養士																
歯科衛生士																
歯科技工士																
理学療法士																
作業療法士																
臨床工学技士																
その他の技術職員																
事務員																
その他の職員																
計																
これらの職員の確保のための計画																

(注)

- 1 医師及び歯科医師については、当該大学の教員である医師及び歯科医師の数をそれぞれ括弧書き（内数）で記入すること。
- 2 「その他の技術職員」とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等医療従事者をいう。
- 3 「これらの職員の確保のための計画」の欄には、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士及び歯科技工士の確保のための計画の概要について記入すること。

## 通 信 教 育 実 施 方 法 説 明 書

( 学部 学科等 )

通 信 教 育 を 開 設 す る 学 部 等 の 計 画					備考
主たる授業の方法	印刷教材	放送	メディア利用	面接	
開設する授業科目 の合計単位数					
うち卒業又は修了 に必要な単位数					
通信教育に係る教員組織等の概要	職 種	通信教育の課程 を専ら担当	通学の課程を 併せて担当	計	
	専 任 教 員	( ) 人	( ) 人	( ) 人	
	兼 任 教 員	( )	( )	( )	
	指 導 補 助 者	( )	( )	( )	
	計	( )	( )	( )	
指導補助者の 名称、役割、 採用条件及び 研修の方法					
事務職員等の概要	職 種	専 任	兼 任	計	
	事 務 職 員	( ) 人	( ) 人	( ) 人	
	技 術 職 員	( )	( )	( )	
	図 書 館 専 門 職 員	( )	( )	( )	
	そ の 他 の 職 員	( )	( )	( )	
	計	( )	( )	( )	

通 信 教 育 の 実 施 方 法					
印刷教材授業の実施計画	利用する教材の特色				
	学修過程の管理方法				
	試験の実施方法等				
放送授業の実施計画	利用する技術の特色				
	学修過程の管理方法				
	試験の実施方法等				
メディア利用授業の実施計画	利用する技術の特色				
	同時双方向性の確保				
	学修過程の管理方法				
	試験の実施方法等				
面接授業の実施計画	実施期間	実施施設の名称及び所在地		授業科目の名称	
	実施施設の名称	室の区分	室数	総面積	収容人員
				m <sup>2</sup>	人

# 別表

認可の申請又は届出の区分	大学又は高等専門学校 <sup>1</sup> の設置（第2条）					学部等の設置（第3条） 大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更（第4条） 高等専門学校の学科の設置（第5条）					大学における通信教育の開設（第6条）					私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更（第7条）				大学等の設置者の変更（第8条）			大学等の廃止（第9条）		
	認可を受けようとする場合					認可を受けようとする場合		届出を行おうとする場合			認可を受けようとする場合		届出を行おうとする場合			認可を受けようとする場合		認可を受けようとする場合	届出を行おうとする場合		届出を行おうとする場合				
提出期限	開設年度の前年度の4月30日まで		開設年度の前年度の7月31日まで			開設年度の前年度の6月30日まで		開設年度の前年度の12月31日まで			開設年度の前年度の6月30日まで		開設年度の前年度の12月31日まで			開設年度の前年度の7月31日まで		開設年度の前年度の12月31日まで							
提出すべき書類（別記様式）	正本	抜刷	正本	抜刷	個人調書	正本	抜刷	個人調書	正本	抜刷	正本	抜刷	個人調書	正本	抜刷	正本	抜刷	正本	抜刷	正本	正本	正本			
認可申請書	(様式第1号の1)																								
届出書	(様式第1号の2)																								
基本計画書	(様式第2号その1)																								
	(様式第2号その2)																								
	(様式第2号その3)																								
校地校舎等の図面																									
学則																									
学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）																									
意思の決定を証する書類																									
大学の設置の趣旨等を記載した書類																									
学部等の設置の趣旨等を記載した書類																									
大学における通信教育の開設の趣旨等を記載した書類																									
変更の事由及び時期を記載した書類																									
学則の変更の趣旨等を記載した書類																									
廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類																									
教員名簿	(様式第3号その1)																								
	(様式第3号その2)																								
教員個人調書	(様式第4号)																								
教員就任承諾書	(様式第5号)																								
附属病院所在地の概況説明書	(様式第6号)			1	1			1	1																
附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書	(様式第7号)			1	1			1	1																
関連教育病院の概要等を記載した書類				1	1			1	1																
薬学実務実習施設概要書類				2	2			2	2			2	2												
通信教育実施方法説明書	(様式第8号)	3	3	3				3	3			3	3					4	4	4	4				
通信教育に係る規程		3	3	3				3	3			3	3					4	4	4	4				
提出部数		1	3	5	1	3	5	1	3	5	1	3	5	1	3	5	1	3	5	1	3	5	1		

(注)  
 1 は、医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科を設置する場合に添付すること。  
 2 は、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置する場合に添付すること。  
 3 は、あわせて通信教育を開設する場合に添付すること。  
 4 は、私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則を変更する場合に添付すること。  
 5 は、学長及び学部長の個人調書のみ添付すること。

# 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校 の設置等に係る認可の基準

(平成十五年三月三十一日文科省告示第四十五号)

最終改正 平一八・三・三一文科告五一

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等  
に係る認可の基準

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校(以下この条及び附則第二条において「大学等」という。)並びに大学院に関する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。)第四条第一項の認可(設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号を除き、以下同じ。)の申請の審査に関しては、法、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)、高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)、短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)、専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請を行う者(以下「認可申請者」という。)が設置する大学等における開設前年度から過去四年間(修業年限が六年の学部にあつては過去六年間、短期大学において修業年限が二年の学科にあつては過去二年間、高等専門学校が三年の学科にあつては過去三年間、高等専門学校にあつては過去五年間)の入学定員に対する入学者の割合の平均(以下「平均入学定員超過率」という。)が一定値未満(大学にあつては学部単位(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合には学科単位)で一・三倍未満、短期大学及び高等専門学校にあつては学科単位(学科の専攻課程)ごとに修業年限が異なる場合には専

攻課程単位)で一・三倍未満)であること。

二 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置又は収容定員増でないこと。

第二条 文部科学大臣は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校(以下この条において「大学等」という。)に関する法第四条第一項の認可の申請を審査する場合には、認可申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

一 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項の届出において、偽りその他不正の行為があつた者であつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間を経過していない者

二 認可申請者が設置する大学等について、法第四条第三項に規定する命令、法第十五条第一項に規定する勸告又は同条第二項及び第三項に規定する命令(以下この号において「命令等」という。)を受けたにもかかわらず、当該命令等に係る事項の改善が認められない者

三 補助金の交付条件に違反し又は偽りその他不正の手段をもって私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の規定に基づく交付を受けたことにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十八条の規定による返還を命ぜられ、その履行を完了していない者

四 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)第十三条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる大学等を設置する者

附則

1 この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

2 大学等の設置又は収容定員増の認可の申請のうち、平成十六年度から平成十九年度までの間に開設しようとするものに対する審査についての平均入学定員超過率に係る要件については、平成十九年度までの間、第一条第一号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる開設年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

開設年度	大 学		短 期 大 学		高等専門学校
	平均入学定員超過率	係 数	平均入学定員超過率	係 数	
平成十六年度	平均入学定員超過率が一・五〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・七五倍未満であり、かつ、開設前年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあつては過去六年間）の学部全体の入学者数の平均が三〇〇人未満であること。	平均入学定員超過率が一・五〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・七五倍未満であり、かつ、開設前年度から過去二年間（修業年限が三年の学部にあつては過去三年間）の学部全体の入学者数の平均が一五〇人未満であること。	平均入学定員超過率が一・五〇倍未満であること。
平成十七年度	平均入学定員超過率が一・四五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・六四倍未満であり、かつ、開設前年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあつては過去六年間）の学部全体の入学者数の平均が二九〇人未満であること。	平均入学定員超過率が一・四五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・六四倍未満であり、かつ、開設前年度から過去二年間（修業年限が三年の学部にあつては過去三年間）の学部全体の入学者数の平均が一四五人未満であること。	平均入学定員超過率が一・四五倍未満であること。
平成十八年度	平均入学定員超過率が一・四〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・五三倍未満であり、かつ、開設前年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあつては過去六年間）の学部全体の入学者数の平均が二八〇人未満であること。	平均入学定員超過率が一・四〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・五三倍未満であり、かつ、開設前年度から過去二年間（修業年限が三年の学部にあつては過去三年間）の学部全体の入学者数の平均が一四〇人未満であること。	平均入学定員超過率が一・四〇倍未満であること。
平成十九年度	平均入学定員超過率が一・三五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・四二倍未満であり、かつ、開設前年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあつては過去六年間）の学部全体の入学者数の平均が二七〇人未満であること。	平均入学定員超過率が一・三五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・四二倍未満であり、かつ、開設前年度から過去二年間（修業年限が三年の学部にあつては過去三年間）の学部全体の入学者数の平均が一三五人未満であること。	平均入学定員超過率が一・三五倍未満であること。

附 則（平一七・三・三二文科告五一）  
この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平一八・三・三二文科告五一）  
この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

18文科高第51号  
平成18年4月18日

各 公 私 立 大 学 長  
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大学を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長  
高等専門学校を設置する各学校法人の理事長

殿

文部科学省高等教育局長  
石 川 明

( 印影印刷 )

私立大学等の学長変更及び公私立大学等の学則変更等の届出について（通知）

標記のことについては、学校教育法第10条、同法施行令第26条、第27条、同法施行規則第2条、第4条の2、第7条の3、第7条の4及び第7条の7に基づき、文部科学大臣へ届け出ることとされていますが、平成18年度以降は、下記のとおり取り扱うこととしましたので事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、本通知に伴い、「私立大学等の学長変更及び公私立大学等の学則変更等の届出について（17文科高第475号、平成17年9月30日付け高等教育局長通知）」は廃止します。

記

1 私立（構造改革特別区域法第12条に基づき学校教育法第2条の特例として学校設置会社により設置される場合を含む。以下同じ。）の大学（短期大学を除く。以下同じ。）、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学長（高等専門学校にあっては校長。以下同じ。）の変更の届出

提出書類

ア 届出書（別紙様式1）

イ 添付書類

・ 新学長の履歴書

提出時期 学長を変更した時。

提出部数 1部

提出先

ア 大学

大学振興課大学設置室

イ 短期大学

大学振興課短期大学係

ウ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校係

## 2 公私立大学等の目的（公立を除く。）、名称、位置の変更の届出

届出の種類

ア 私立大学等の目的の変更

イ 公私立大学等の名称の変更

ウ 公私立大学等の位置の変更

提出書類

ア 上記の届出のうちア、イ

（ア）届出書（別紙様式2）

（イ）変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

（ウ）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

イ 上記の届出のうちウ

（ア）届出書（別紙様式2）

（イ）変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式3）

提出時期

変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。但し、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとする時。

提出部数 1部

提出先

ア 公立大学

大学振興課公立大学係

イ 私立大学

大学振興課大学設置室

ウ 短期大学

大学振興課短期大学係

エ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校係

## 3 公私立大学等の学則の変更の届出

届出の書類

（組織の設置に係るもの）

ア 公立大学の学部の学科の設置に伴うもの



- イ 公私立短期大学の学科の収容定員の変更を伴わない，専攻課程の設置に伴うもの
- ウ 公私立大学等の専攻科及び公私立の大学又は短期大学の別科の設置に伴うもの
- (収容定員の変更に係るもの)
- エ 公立大学の学部の学科又は公立短期大学の学科，公立高等専門学校の学科の収容定員の変更に伴うもの
- オ 公私立短期大学の学科の収容定員の変更を伴わない，専攻課程間の収容定員の変更に伴うもの
- カ 公私立大学等の専攻科及び公私立の大学又は短期大学の別科の収容定員の変更に伴うもの
- キ 公私立大学の大学院の研究科の専攻の収容定員の変更に伴うもの
- (組織の廃止に係るもの)
- ク 公私立大学の学部の学科，公私立短期大学の学科の専攻課程，公私立高等専門学校  
の学科，公私立大学の大学院の研究科の専攻，公私立の大学又は短期大学の通信教育，  
専攻科及び別科の廃止に伴うもの
- (その他)
- ケ 上記以外の学則変更  
提出書類
- ア 上記 の届出のうちアからキ  
(ア)届出書(別紙様式2)  
(イ)変更の事由及び時期等を記載した書類(別紙様式3)  
(ウ)学則及び変更部分の新旧の比較対照表(様式任意)
- イ 上記 の届出のうちク  
(ア)届出書(別紙様式2)  
(イ)廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類(様式任意)  
(ウ)学則及び変更部分の新旧の比較対照表(様式任意)
- ウ 上記 の届出のうちケ  
(ア)届出書(別紙様式2)  
(イ)変更の事由及び時期を記載した書類(様式任意)  
(ウ)学則及び変更部分の新旧の比較対照表(様式任意)  
提出時期
- ア 上記 の届出のうちアからキ  
設置又は変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。
- イ 上記 のク  
在学生がいなくなることが確定した時。(廃止の日以前)
- ウ 上記 のケ  
公立にあっては変更した時，私立にあっては変更しようとする時。  
提出部数 1部  
提出先
- ア 公私立大学

- 大学振興課大学設置室
- イ 短期大学
- 大学振興課短期大学係
- ウ 高等専門学校
- 専門教育課高等専門学校係

#### 4 公私立の大学又は短期大学の通信教育に関する規程の変更

提出書類

- ア 届出書（別紙様式2）
- イ 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
- ウ 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

提出時期 変更しようとする時。

提出部数 1部

提出先

- ア 公立大学
- 大学振興課公立大学係
- イ 私立大学
- 大学振興課大学設置室
- ウ 短期大学
- 大学振興課短期大学係

#### 5 学則の公開とこれに伴う措置

「大学による情報の積極的な提供について」（16文科高第958号，平成17年3月14日付  
高等教育局長通知）の趣旨を踏まえ，学則についても，その全文をインターネット上のホ  
ームページにおいて掲載する等により，広く一般に周知を図ることが望ましいこと。

また，学則全文をインターネット上のホームページ上に掲載している場合，届出にあた  
って，学則を添付することは要しないこと。

なお，学則には，学校教育法施行規則第4条に基づき，必要な事項を記載すること。

大学長の変更について(届出)

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名

印

このたび、大学長を変更しましたので、学校教育法第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 新旧学長名  
(新学長)  
(旧学長)
- 2 変更の時期 年 月 日(任期 年)
- 3 変更の事由

(注)

- 1 短期大学、高等専門学校の学校種に応じ、「大学」、「学長」とある箇所については適切に表記を変更すること。
- 2 「届出者の職名及び氏名」の欄の印は、本人の署名(法人にあっては、代表者の署名)をもって代えることができること。
- 3 「変更の時期」の「任期」については、任期制を用いない場合は「(任期の定めなし)」と記入すること。
- 4 「変更の事由」は、「任期満了」、「辞任」、「再任」等の理由を簡潔に記入すること。

## 大学の の変更について(届出)

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名

印

このたび、下記の事項について、の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

(記載例)

- ・ 大学の目的の変更
- ・ 学部の名称の変更( 学部)
- ・ 大学の位置の変更
- ・ 学部の通信教育に関する規程の変更
- ・ 専攻科、別科、 学部 学科の設置(廃止)に係る学則変更
- ・ 学科の専攻課程間( 専攻、 専攻)の収容定員の変更に係る学則変更
- ・ 研究科の収容定員の変更に係る学則変更
- ・ 学部の の変更に係る学則変更

(注)

- 1 表題については、必要に応じ、「目的の変更」、「名称の変更」、「位置の変更」、「学則の変更」( ~ 及び に該当するものを除く。 )、「通信教育に関する規程の変更」のいずれかとし、これらの表題ごとに別葉で作成すること。
- 2 表題及び記載例の部分については、学校種等の届出の内容に応じ、「大学」等とある箇所について適切に表記を変更すること。
- 3 「届出者の職名及び氏名」の欄の印は、本人の署名(法人にあっては、代表者の署名)をもって代えることができること。
- 4 通知本文「5 学則の公開とこれに伴う措置」に基づき学則の添付を省略する場合、「なお、学則については、全文をホームページ上で公表しており、添付を省略します。」と付記すること。
- 5 本通知の他、学校教育法施行令第26条、第27条、同法施行規則第2条、第4条の2、第7条の3、第7条の4及び第7条の7を参照し、届け出る事項につき正確に遺漏無く記載すること。

変更の事由及び時期等を記載した書類

事項		記入欄							備考	
フリガナ者										
フリガナ大学名称										
大学の位置										
変更の事由										
変更の時期										
届出学部等の概要	届出学部等の名称	修業年限 年	入学定員 人	編入学定員 年次人	収容定員 人	学位又は称号	開設時期及び開設年次 年 月 第 年次	所在地		
	計									
教員組織の概要	学部等の名称				専任教員等				兼任教員	
	届出分	教授	准教授	講師	助教	計	助手	兼任教員		
		人	人	人	人	人	人	人	人	
		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	既設分	教授	准教授	講師	助教	計	助手	兼任教員		
		人	人	人	人	人	人	人	人	
( )		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
合計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
教員以外の職員				専任	兼任	計				
				( ) 人	( ) 人	( ) 人				
校地等		専用	共用	共用する他の学校等の専用		計				
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>				
校舎		専用	共用	共用する他の学校等の専用		計				
		m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )		m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )				
経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設年度	完成年度	区分	開設前年度	開設年度	完成年度			
		千円	千円	図書購入費	千円	千円	千円			
		千円	千円	設備購入費	千円	千円	千円			
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円			
学生納付金以外の維持方法の概要										
既設大学の状況	大学の名称									
	学部等の名称	修業年限 年	入学定員 人	編入学定員 年次人	収容定員 人	学位又は称号	定員超過率 倍	開設年度	所在地	

教育課程等の概要														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
科目														
	小計(科目)	-												
科目														
	小計(科目)	-												
科目														
	小計(科目)	-												
科目														
	小計(科目)	-												
合計(科目)		-												
学位又は称号			学位又は学科の分野											
卒業要件及び履修方法								授業期間等						
								1学年の学期区分				期		
								1学期の授業期間				週		
								1時限の授業時間				分		

(注)

1 「届出学部等の名称等」の欄について

同一の学科が所在地の異なる複数のキャンパスに存在する等の場合は、備考欄にその旨を記載し、キャンパスごとの内訳をあわせて記載すること。

「届出学部等の名称」の欄には、当該届出に係る大学の学部、学科(学科に代えて置かれる課程を含む。)及び学科内の専攻等又は短期大学の学科、専攻課程、高等専門学校の学科(以下「学部、学科等」という。)の名称を記入すること。

「編入学定員」の欄には、編入学定員を設ける場合に、編入学を行う年次ごとに編入学定員を記入すること。

昼夜開講制を実施する場合には、入学定員、編入学定員及び収容定員を昼間主コース、夜間主コースに分けて記入すること。

ただし、昼間主コースと夜間主コースを分けない場合は、「備考」の欄にその旨記入すること。

「所在地」の欄には、当該学部、学科等の所在地を全て記入すること。サテライトキャンパスや通信教育のスクーリング施設等についても記入し、備考欄にその旨を記載すること。

当該届出に伴い既設の大学又は当該大学の学部、学科等の入学定員等を変更(振替)する場合には、「備考」の欄にその内容を記入すること。

収容定員変更の届出の場合には、「入学定員」、「編入学定員」及び「収容定員」の欄に変更後のそれぞれの定員(収容定員については学年進行終了時の数)を記入するとともに、それぞれの欄に、変更前の数を括弧書きで記入すること。

2 「教員組織の概要」の欄について

「届出分」の欄には、当該届出に係る学部、学科等の教員組織を記入すること。

「既設分」の欄には、他の学部、学科等(教養部など届出に係る学部、学科等と他の学部、学科等の間に共通する授業科目を担当する教員組織を含む。)の教員組織を記入すること。

学科単位(短期大学で専攻課程がある場合は専攻単位)で記入すること。但し、同一の学科が所在地の異なる複数のキャンパスに存

在する等の場合は、備考欄にその旨を記載すること。

各欄には、学年進行終了時の数を記入し、括弧の中には、それぞれ開設時の数を記入すること。

「計」及び「合計」の欄には、実数を記入すること。

3 「教員以外の職員」の欄について

大学全体について記入すること。但し、キャンパスの所在地が異なる等の場合は、備考欄にその旨を記載すること。

各欄には、学年進行終了時の数を記入し、括弧の中には、それぞれ開設時の数を記入すること。

4 「校地等」の欄について

大学全体について記入すること。但し、キャンパスの所在地が異なる等の場合は、備考欄にその旨を記載すること。

寄宿舍その他大学の附属病院以外の附属施設用地の面積を除いた面積を記入すること。なお、届出時において、学則変更時までに運動場又は校舎敷地として整備できる計画である場合には、校地面積に算入すること。

「借用分」の欄には、借用の面積を内数で記入するとともに、「備考」の欄に貸与者及び借用期間を記入すること。

「共用」の欄には、他の学校等と共用する校地等について記入し、「備考」の欄に共用する学校等の名称（共用する学校等が大学以外の場合には、名称及び収容定員）を記入すること。

この書類には、校地等の図面を添付すること。

5 「校舎」の欄について

大学全体について記入すること。但し、キャンパスの所在地が異なる等の場合は、備考欄にその旨を記載すること。

各欄には、学年進行終了時の数を記入し、括弧の中には、それぞれ開設時の数を記入すること。

この書類には、校舎等建物の配置図を添付すること。

6 「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄について

当該届出に係る学部、学科等について記入すること。

「教員1人当たりの研究費等」の欄については、教員1人当たりの研究費と研究旅費の合計を記入すること。

位置変更の届出の場合には、「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄は記入しないこと。

7 「既設大学等の状況」の欄について

設置者が既に設置している大学の学部、学部の学科、短期大学の学科及び高等専門学校の学科について、大学、短期大学又は高等専門学校ごとに、届出時の状況を記入すること。

「定員超過率」の欄については、届出年度から過去4年間（修業年限が6年の学部の学科については過去6年間、短期大学にあっては、修業年限が3年の学科については過去3年間、修業年限が2年の学科については過去2年間、高等専門学校にあっては、過去5年間）の入学定員に対する入学者の割合の平均を小数点第2位まで（小数点第3位を切り捨て）記入すること。

学部単位の定員超過率についても記入すること。

8 「教育課程等の概要」の欄について

当該届出に係る学部、学科等の授業科目について、区分ごとに記入すること。

「専任教員等の配置」の欄には、当該授業科目を担当する専任教員又は助手の数について、実人数を記入すること。「小計」の欄に科目区分ごとの実数を記入し、「合計」の欄に届出に係る学部等の教員組織全体の実数を記入すること。

収容定員変更及び位置変更の届出の場合には、「教育課程等の概要」の欄は記入しないこと。

9 本様式に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる届出を行っても差し支えないこと。

【専攻科、別科の届出について】

専攻科、別科の届出にあっては、上記の「学部、学科等」を「専攻科」又は「別科」と読み替えること。

当該届出に係る専攻科に基礎となる学部、学科等がある場合には、「届出学部等の名称等」の欄中、「備考」の欄に当該学部、学科等の名称を記入すること。

「既設大学等の状況」の欄には、当該届出に係る大学の学部、学科等についても記入すること。

【大学院等の届出について】

大学院の場合にあっては、上記の「学部、学科等」を「研究科、専攻及び課程」と読み替えること。また、「既設大学等の状況」の欄には、当該届出に係る大学の学部、学科等についても記入すること。

当該届出に係る大学院の研究科及び研究科の専攻に基礎となる学部等がある場合には、「届出学部等の名称等」の欄中、「備考」の欄に当該学部、学科等の名称を記入すること。

専ら夜間において教育を行う場合又は大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条による教育方法の特例を実施する場合には、「届出学部等の名称等」の欄中、「備考」の欄にその旨を記入すること。

専門職大学院の場合にあっては、「届出学部等の名称等」の「備考」の欄に「専門職大学院」と記入すること。

【高等専門学校等の届出について】

高等専門学校の場合にあつては、「大学又は大学院の名称」を「高等専門学校の名称」と、「大学本部の位置」を「高等専門学校本部の位置」と、「既設大学等の状況」の欄の「大学の名称」を「高等専門学校の名称」とすること。

「教員組織の概要」の欄の「学部、学科その他の名称」については、一般科目と専門科目の学科に区分し、「授業科目の概要」の欄には、当該届出に係る学科の授業科目について、一般科目及び専門科目ごとに区分して記入すること。



# 短期大学の現状

## 1 短期大学数、学生数の推移

### (1) 短期大学数の推移

年度	昭25	35	45	55	平2	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	比率(%)
国立	0	27	22	35	41	36	33	29	25	23	20	19	16	13	12	10	8	1.7
公立	17	39	43	50	54	60	63	62	60	59	55	51	50	49	45	42	40	8.5
私立	132	214	414	432	498	500	502	504	503	503	497	489	475	463	451	436	421	89.7
計	149	280	479	517	593	596	598	595 ( 3)	588 ( 7)	585 ( 3)	572 ( 13)	559 ( 13)	541 ( 18)	525 ( 16)	508 ( 17)	488 ( 20)	469 ( 19)	100.0

- (注) 1 短期大学一覧による。  
2 学生募集停止中の短期大学を含む。

### (参考 1) 高等教育における短期大学の規模等 (18歳段階)

	短期大学				大学				高等専門学校				合計
	計 (割合)	国立	公立	私立	計 (割合)	国立	公立	私立	計 (割合)	国立	公立	私立	
学校数	469 (36.7)	8 (0.6)	40 (3.1)	421 (33.0)	744 (58.3)	87 (6.8)	89 (7.0)	568 (44.5)	64 (5.0)	55 (4.3)	6 (0.5)	3 (0.2)	1,277 (100.0)
1年次 学生数	91,415 (12.8)	0 (0.0)	4,738 (0.7)	86,677 (12.2)	610,094 (85.6)	104,990 (14.7)	27,133 (3.8)	477,971 (67.1)	11,195 (1.6)	9,836 (1.4)	891 (0.1)	468 (0.1)	712,704 (100.0)

- (注) 1 学生数は、平成18年度学校基本調査(速報)による。  
2 割合は、合計に占める割合。(単位:%)  
3 高等専門学校は、4年次学生数。

### (参考 2) 4年制大学へ転換を図った短期大学数

年度	平2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
短期大学数	3	2	3	4 (1)	5	7	8	6	15	15	23 (1)	13 (4)	17 (4)	19 (8)	19 (7)	15 (10)	12 (6)

- (注) 1 文部科学省調べ。  
2 「短期大学数」は、4年制大学・学部を設置等に伴い、短期大学の全学科の学生募集を停止した学校数である。  
3 ( )内は、4年制大学・学部を設置等に関わらず、全学科の学生募集を停止した学校数であり、外数である。

## (2) 男女別本科学生数の推移

(単位:人)

区分	61年度			8年度			18年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
国立	9,484	8,376	17,860	2,290	9,262	11,552	186	249	435
公立	3,616	16,890	20,506	2,530	20,821	23,351	1,113	10,226	11,339
私立	24,739	327,973	352,712	37,970	391,075	429,045	22,635	160,769	183,404
合計	37,839	353,239	391,078	42,790	421,158	463,948	23,934	171,244	195,178
(%)	(9.7)	(90.3)	(100.0)	(9.2)	(90.8)	(100.0)	(12.3)	(87.7)	(100.0)

(参考)

大学計	1,327,798	430,837	1,758,635	1,564,138	804,854	2,368,992	1,492,987	1,011,913	2,504,900
(%)	(75.5)	(24.5)	(100.0)	(66.0)	(34.0)	(100.0)	(59.6)	(40.4)	(100.0)

- (注) 1 専攻科、別科等の学生を除く。大学は、学部学生のみ。  
2 学校基本調査(平成18年度は速報値)による。

## (3) 分野別学生数の推移

(単位:人)

分野	昭45	50	55	60	平2	7	12	16	17	18
計	259,747 (100.0%)	348,922 (100.0%)	366,248 (100.0%)	366,180 (100.0%)	473,194 (100.0%)	489,322 (100.0%)	318,258 (100.0%)	225,995 (100.0%)	212,200 (100.0%)	195,178 (100.0%)
人文	51,475 (19.8%)	73,645 (21.1%)	79,008 (21.6%)	85,056 (23.2%)	122,188 (25.8%)	129,176 (26.4%)	63,394 (19.9%)	31,694 (14.0%)	27,806 (13.1%)	24,319 (12.5%)
社会	30,187 (11.6%)	37,915 (10.9%)	33,499 (9.1%)	35,990 (9.8%)	59,996 (12.7%)	65,363 (13.4%)	43,207 (13.6%)	28,877 (12.8%)	26,156 (12.3%)	23,851 (12.2%)
教養	4,646 (1.8%)	6,421 (1.8%)	7,044 (1.9%)	8,315 (2.3%)	14,065 (3.0%)	17,224 (3.5%)	8,160 (2.6%)	3,783 (1.7%)	2,934 (1.4%)	2,442 (1.3%)
工業	21,799 (8.4%)	23,335 (6.7%)	20,093 (5.5%)	19,787 (5.4%)	23,729 (5.0%)	22,360 (4.6%)	13,213 (4.2%)	10,524 (4.6%)	9,790 (4.6%)	8,195 (4.2%)
農業	3,503 (1.3%)	4,173 (1.2%)	4,160 (1.1%)	4,106 (1.1%)	3,765 (0.8%)	3,692 (0.8%)	2,951 (0.9%)	2,449 (1.1%)	2,098 (1.0%)	1,529 (0.8%)
保健	5,827 (2.2%)	10,023 (2.9%)	15,829 (4.3%)	20,544 (5.6%)	26,751 (5.7%)	30,651 (6.3%)	29,709 (9.3%)	20,417 (9.0%)	17,687 (8.3%)	14,823 (7.6%)
家政	85,017 (32.7%)	97,369 (27.9%)	97,894 (26.7%)	95,617 (26.1%)	116,651 (24.7%)	115,477 (23.6%)	77,218 (24.3%)	48,960 (21.7%)	44,721 (21.1%)	41,100 (21.1%)
教育	44,413 (17.1%)	78,007 (22.4%)	89,370 (24.4%)	76,179 (20.8%)	78,620 (16.6%)	74,381 (15.2%)	60,227 (18.9%)	62,603 (27.7%)	62,706 (29.6%)	60,231 (30.9%)
芸術	12,686 (4.9%)	17,867 (5.1%)	19,195 (5.2%)	18,007 (4.9%)	21,494 (4.5%)	22,759 (4.7%)	15,714 (4.9%)	9,698 (4.3%)	8,856 (4.2%)	8,335 (4.3%)
その他	194 (0.1%)	167 (0.0%)	156 (0.0%)	2,579 (0.7%)	5,935 (1.3%)	8,239 (1.7%)	4,465 (1.4%)	6,990 (3.1%)	9,446 (4.5%)	10,353 (5.3%)

(注) 学校基本調査(平成18年度は速報値)による。

## 2 入学者の状況等

### (1) 短期大学・大学学部全体の入学者数，定員充足状況

年度 区分		平2	7	8	9	10	11	12	13	14
		短期大学	入学定員	182,630	197,370	194,080	191,325	184,580	176,280	152,071
入学者数	235,195		232,741	220,875	207,546	191,430	168,973	141,491	130,246	121,441
充足率%	(128.8)		(117.9)	(113.8)	(108.5)	(103.7)	(95.9)	(93.0)	(92.4)	(96.0)
大学学部	入学定員	414,680	493,135	498,913	505,961	515,735	524,807	535,445	539,370	543,319
	入学者数	492,340	568,576	579,148	586,688	590,743	589,559	599,655	603,953	609,337
	充足率%	(118.7)	(115.3)	(116.1)	(116.0)	(114.5)	(112.3)	(112.0)	(112.0)	(112.2)

年度 区分		15	16	17	18
		短期大学	入学定員	116,433	105,746
入学者数	113,029		106,204	99,431	90,741
充足率%	(97.1)		(100.4)	(99.7)	(94.7)
大学学部	入学定員	543,818	545,261	551,775	561,959
	入学者数	604,785	598,331	603,760	603,050
	充足率%	(111.2)	(109.7)	(109.4)	(107.3)

- (注) 1 1部、2部、3部の本科(学部)学生定員及び入学者数の合計。(通信制を除く。)  
2 学校基本調査(平成18年度は速報値)、短期大学一覧、大学一覧による。

### (2) 短期大学・大学の女子の進学率

(単位:%)

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
短期大学	22.1	22.2	23.1	23.5	24.4	24.9	24.6	23.7	22.9	21.9	20.2	17.2	15.8	14.7	13.9	13.5	13.0	12.4
大学	14.7	15.2	16.1	17.3	19.0	21.0	22.9	24.6	26.0	27.5	29.4	31.5	32.7	33.8	34.4	35.2	36.8	38.5

- (注) 1 進学率 = 女子入学者数 / 3年前の中学校の卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者のうち女子の数  
2 学校基本調査(平成18年度は速報値)による。

### (3) 短期大学・大学の自県内入学率

(入学者のうち、当該短期大学・大学の存在する県内高等学校卒業者の割合)

(単位:%)

年度	50	60	2	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
短期大学	57.5	60.1	59.2	57.8	58.1	57.8	58.0	58.0	59.3	59.5	59.9	60.4	61.1	61.9	63.1
大学	36.1	38.7	35.5	36.0	36.2	36.3	37.1	37.8	38.8	39.1	39.5	39.5	39.7	40.1	40.8

- (注) 学校基本調査(平成18年度は速報値)による。

## (4) 分野別志願者倍率・入学定員充足率

年度		人文	社会	教養	工業	農業	保健	家政	教育	芸術	その他	計
10	入学定員	50,055	24,740	5,995	8,135	1,365	10,680	45,210	26,420	9,190	2,790	184,580
	志願者数	102,690	53,746	12,549	13,513	5,921	59,736	99,482	71,662	24,935	4,338	448,572
	志願倍率	(2.1)	(2.2)	(2.1)	(1.7)	(4.3)	(5.6)	(2.2)	(2.7)	(2.7)	(1.6)	(2.4)
	入学者数	46,002	25,525	5,822	8,243	1,583	11,479	47,287	32,428	10,271	2,790	191,430
	定員充足率	(91.9)	(103.2)	(97.1)	(101.3)	(116.0)	(107.5)	(104.6)	(122.7)	(111.8)	(100.0)	(103.7)
11	入学定員	47,310	27,135	5,095	7,405	1,335	10,380	43,490	25,590	8,540	-	176,280
	志願者数	80,825	43,897	9,321	10,679	4,786	55,108	82,032	63,537	19,420	3,500	373,105
	志願倍率	(1.7)	(1.6)	(1.8)	(1.4)	(3.6)	(5.3)	(1.9)	(2.5)	(2.3)	-	(2.1)
	入学者数	38,247	22,592	4,587	7,008	1,562	11,002	42,121	30,429	8,996	2,429	168,973
	定員充足率	(80.8)	(83.3)	(90.0)	(94.6)	(117.0)	(106.0)	(96.9)	(118.9)	(105.3)	-	(95.9)
12	入学定員	35,800	23,847	4,254	6,653	1,265	9,550	38,954	24,716	7,032	-	152,071
	志願者数	47,608	35,753	6,676	8,880	3,568	47,954	62,322	56,732	11,716	2,883	284,092
	志願倍率	(1.3)	(1.5)	(1.6)	(1.3)	(2.8)	(5.0)	(1.6)	(2.3)	(1.7)	-	(1.9)
	入学者数	25,587	20,408	3,622	6,091	1,400	10,258	35,820	29,494	6,713	2,098	141,491
	定員充足率	(71.5)	(85.6)	(85.1)	(91.6)	(110.7)	(107.4)	(92.0)	(119.3)	(95.5)	-	(93.0)
13	入学定員	31,680	22,390	3,518	5,941	1,265	9,050	36,819	24,265	5,980	-	140,908
	志願者数	37,553	27,391	5,396	7,322	3,555	44,769	54,438	58,792	9,704	2,561	251,481
	志願倍率	(1.2)	(1.2)	(1.5)	(1.2)	(2.8)	(4.9)	(1.5)	(2.4)	(1.6)	-	(1.8)
	入学者数	22,321	18,129	3,051	5,393	1,371	9,767	32,654	29,920	5,731	1,909	130,246
	定員充足率	(70.5)	(81.0)	(86.7)	(90.8)	(108.4)	(107.9)	(88.7)	(123.3)	(95.8)	-	(92.4)
14	入学定員	25,335	20,938	2,693	5,609	1,265	8,180	32,994	24,210	5,296	-	126,520
	志願者数	33,031	26,436	5,041	6,805	3,577	38,026	47,348	62,203	8,445	2,519	233,431
	志願倍率	(1.3)	(1.3)	(1.9)	(1.2)	(2.8)	(4.6)	(1.4)	(2.6)	(1.6)	-	(1.8)
	入学者数	19,295	17,072	2,659	5,187	1,338	8,808	28,944	30,662	5,517	1,959	121,441
	定員充足率	(76.2)	(81.5)	(98.7)	(92.5)	(105.8)	(107.7)	(87.7)	(126.7)	(104.2)	-	(96.0)
15	入学定員	22,140	19,026	2,949	5,497	1,235	6,700	30,083	24,015	4,788	-	116,433
	志願者数	31,250	24,290	3,589	7,077	3,394	30,280	43,722	63,806	7,447	3,294	218,149
	志願倍率	(1.4)	(1.3)	(1.2)	(1.3)	(2.7)	(4.5)	(1.5)	(2.7)	(1.6)	-	(1.9)
	入学者数	16,986	15,108	2,136	5,163	1,272	7,688	26,309	30,818	4,974	2,575	113,029
	定員充足率	(76.7)	(79.4)	(72.4)	(93.9)	(103.0)	(114.7)	(87.5)	(128.3)	(103.9)	-	(97.1)
16	入学定員	17,577	16,447	1,810	5,095	1,235	5,560	26,375	24,735	4,660	2,252	105,746
	志願者数	31,337	21,632	4,091	7,087	3,619	20,929	41,749	69,762	7,038	6,332	213,576
	志願倍率	(1.8)	(1.3)	(2.3)	(1.4)	(2.9)	(3.8)	(1.6)	(2.8)	(1.5)	(2.8)	(2.0)
	入学者数	14,532	13,503	1,693	5,080	1,167	6,449	23,380	31,307	4,664	4,429	106,204
	定員充足率	(82.7)	(82.1)	(93.5)	(99.7)	(94.5)	(116.0)	(88.6)	(126.6)	(100.1)	(196.7)	(100.4)
17	入学定員	15,172	15,112	1,285	4,645	950	4,875	24,375	25,320	4,445	3,582	99,761
	志願者数	26,769	19,946	3,013	5,823	2,619	16,034	37,287	65,428	6,169	7,816	190,904
	志願倍率	(1.8)	(1.3)	(2.3)	(1.3)	(2.8)	(3.3)	(1.5)	(2.6)	(1.4)	(2.2)	(1.9)
	入学者数	12,994	12,537	1,259	4,394	909	5,638	21,703	30,656	4,271	5,070	99,431
	定員充足率	(85.6)	(83.0)	(98.0)	(94.6)	(95.7)	(115.7)	(89.0)	(121.1)	(96.1)	(141.5)	(99.7)
18	入学定員	13,555	14,562	1,205	4,220	870	4,529	22,295	26,305	4,425	3,900	95,866
	志願者数	24,037	16,526	2,804	4,444	2,212	11,873	33,780	57,551	5,627	7,501	166,355
	志願倍率	(1.8)	(1.1)	(2.3)	(1.1)	(2.5)	(2.6)	(1.5)	(2.2)	(1.3)	(1.9)	(1.7)
	入学者数	11,201	11,147	1,214	3,621	625	5,034	19,811	28,851	3,985	5,252	90,741
	定員充足率	(82.6)	(76.5)	(100.7)	(85.8)	(71.8)	(111.2)	(88.9)	(109.7)	(90.1)	(134.7)	(94.7)

(注) 1 短期大学一覧, 学校基本調査(平成18年度は速報値)による。

2 「志願倍率」= 入学志願者数÷入学定員, 「定員充足率」= 入学者数÷入学定員

3 「その他」の分野の入学定員について, 平成10年度までは主に秘書科等を分類していたが, それらは平成11年度からは社会, 教養, 工業に算入している。

平成16年度以降の「その他」の分野の入学定員は, 他の分野に分類できない地域総合科学科の入学定員である。

### 3 卒業者の進路状況

#### (1) 卒業者の進路・就職状況(平成18年3月卒業者)

年	卒業者数	進路別内訳								(参考) 大学編入 学者数
		大学等へ の入学	就職者			専修学校・外国 学校等入学	一時的な 就労者	左記以外	死亡・不詳	
			計	男	女					
50	140,938 (100.0)	5,022 (3.6)	103,314 (73.3)	11,993 (8.5)	91,321 (64.8)	-	-	25,047 (17.8)	7,555 (5.4)	-
60	174,624 (100.0)	5,085 (2.9)	140,870 (80.7)	9,122 (5.2)	131,748 (75.4)	-	-	23,184 (13.3)	5,485 (3.1)	3,344
2	208,358 (100.0)	6,900 (3.3)	181,229 (87.0)	10,923 (5.2)	170,306 (81.7)	-	2,167 (1.0)	14,543 (7.0)	3,519 (1.7)	4,528
7	246,474 (100.0)	14,213 (5.8)	161,090 (65.4)	10,164 (4.1)	150,926 (61.2)	-	10,896 (4.4)	51,351 (20.8)	8,924 (3.6)	10,297
11	193,190 (100.0)	17,067 (8.8)	114,194 (59.1)	7,438 (3.9)	106,756 (55.3)	-	15,371 (8.0)	42,098 (21.8)	4,460 (2.3)	14,382
12	177,909 (100.0)	16,795 (9.4)	99,653 (56.0)	6,503 (3.7)	93,150 (52.4)	-	16,217 (9.1)	41,704 (23.4)	3,540 (2.0)	14,388
13	156,837 (100.0)	15,988 (10.2)	92,672 (59.1)	6,265 (4.0)	86,407 (55.1)	-	12,605 (8.0)	32,772 (20.9)	2,800 (1.8)	13,611
14	130,597 (100.0)	13,312 (10.2)	78,779 (60.3)	5,655 (4.3)	73,124 (56.0)	-	11,138 (8.5)	25,422 (19.5)	1,946 (1.5)	10,850
15	119,151 (100.0)	13,222 (11.1)	71,146 (59.7)	5,195 (4.4)	65,951 (55.4)	-	9,968 (8.4)	23,085 (19.4)	1,730 (1.5)	10,255
16	112,006 (100.0)	12,495 (11.2)	69,029 (61.6)	5,474 (4.9)	63,555 (56.7)	2,886 (2.6)	8,521 (7.6)	17,709 (15.8)	1,366 (1.2)	10,073
17	104,621 (100.0)	12,031 (11.5)	68,035 (65.0)	5,796 (5.5)	62,239 (59.5)	2,990 (2.9)	6,655 (6.4)	13,829 (13.2)	1,081 (1.0)	9,873
18	99,611 (100.0)	11,674 (11.7)	67,480 (67.7)	6,089 (6.1)	61,391 (61.6)	2,579 (2.6)	5,177 (5.2)	11,899 (11.9)	802 (0.8)	9,463

- (注) 1 学校基本調査(平成18年度は速報値)による。  
 2 卒業者は当該年3月の卒業者数, 編入学者数は当該年4月の入学数。  
 3 就職者には, 大学等への入学のうち就職している者も含む。  
 4 大学等への入学とは, 大学, 短期大学の本科, 別科, 専攻科へ入学した者。  
 5 ( )内の数字は割合。(単位: %)

#### (2) 4年制大学への編入学者数

年度 区分	平10	11	12	13	14	15	16	17	18
編入学受入数	16,856	17,333	18,031	17,877	15,091	14,607	14,905	15,169	15,010
短期大学卒業 者	14,181 (6.8%)	14,382 (7.4%)	14,388 (8.1%)	13,611 (8.7%)	10,850 (8.3%)	10,255 (8.6%)	10,073 (9.0%)	9,873 (9.5%)	9,463 (9.5%)
高等専門学校卒業 者	2,675	2,461	2,508	2,535	2,512	2,545	2,871	2,977	2,990
専修学校(専門 課程)卒業 者	-	490	1,135	1,731	1,729	1,807	1,961	2,319	2,557

(参考)

短期大学卒業 者数	207,528	193,190	177,909	156,837	130,597	119,151	112,006	104,621	99,611
大学入学 者数 (学部)	590,743	589,559	599,655	603,953	609,337	604,785	598,331	603,760	603,050

- (注) 1 「編入学受入数」とは, 当該年度に大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。  
 2 「短期大学卒業者数(参考)」とは, 当該年度の前年度3月の卒業者数。  
 3 「短期大学卒業者」欄の下段は, 「(参考)短期大学卒業者数」に対する割合。  
 4 学校基本調査(平成18年度は速報値)による。

## (3) 出身学科別・産業別就職者数(平成18年3月卒業者)

学科 区分	計	人文	社会	教養	工業	農業	保健	家政	教育	芸術	その他
農業	155 0.2%	8 0.1%	9 0.1%	1 0.1%	9 0.3%	107 20.7%	1 0.0%	12 0.1%	3 0.0%	1 0.1%	4 0.2%
林業	3 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	2 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
漁業	5 0.0%	1 0.0%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
鉱業	7 0.0%	3 0.0%	1 0.0%	0 0.0%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
建設業	886 1.3%	120 1.6%	134 1.6%	26 2.6%	96 3.6%	72 13.9%	4 0.1%	299 2.0%	56 0.2%	25 1.8%	54 2.5%
製造業	5,590 8.3%	1,081 14.4%	807 9.4%	130 12.9%	482 18.2%	78 15.1%	54 1.0%	2,202 14.7%	253 1.1%	218 15.5%	285 13.4%
電気・ガス・熱供給 ・水道業	147 0.2%	55 0.7%	32 0.4%	8 0.8%	4 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	29 0.2%	7 0.0%	2 0.1%	10 0.5%
情報通信業	981 1.5%	206 2.7%	302 3.5%	31 3.1%	134 5.1%	4 0.8%	5 0.1%	167 1.1%	38 0.2%	28 2.0%	66 3.1%
運輸業	993 1.5%	413 5.5%	162 1.9%	41 4.1%	52 2.0%	9 1.7%	18 0.3%	186 1.2%	44 0.2%	6 0.4%	62 2.9%
卸売・小売業	9,411 13.9%	1,645 21.9%	1,208 14.1%	207 20.5%	1,126 42.6%	79 15.3%	79 1.4%	3,480 23.3%	727 3.1%	287 20.4%	573 26.9%
金融・保険業	3,519 5.2%	1,198 15.9%	643 7.5%	203 20.1%	57 2.2%	5 1.0%	29 0.5%	915 6.1%	141 0.6%	49 3.5%	279 13.1%
不動産業	416 0.6%	101 1.3%	74 0.9%	13 1.3%	16 0.6%	0 0.0%	1 0.0%	162 1.1%	18 0.1%	10 0.7%	21 1.0%
飲食店、宿泊業	1,641 2.4%	375 5.0%	151 1.8%	31 3.1%	30 1.1%	13 2.5%	21 0.4%	830 5.6%	94 0.4%	33 2.3%	63 3.0%
医療、福祉	26,676 39.5%	400 5.3%	3,695 43.0%	42 4.2%	69 2.6%	6 1.2%	4,960 89.3%	3,490 23.4%	13,698 59.1%	87 6.2%	229 10.8%
教育、学習支援業	8,743 13.0%	318 4.2%	252 2.9%	92 9.1%	17 0.6%	10 1.9%	114 2.1%	418 2.8%	7,315 31.6%	151 10.7%	56 2.6%
複合サービス事業	738 1.1%	150 2.0%	162 1.9%	30 3.0%	26 1.0%	31 6.0%	5 0.1%	193 1.3%	38 0.2%	36 2.6%	67 3.1%
サービス業 (他に分類されないもの)	6,399 9.5%	1,254 16.7%	742 8.6%	123 12.2%	483 18.3%	43 8.3%	235 4.2%	2,267 15.2%	512 2.2%	435 30.9%	305 14.3%
公務	656 1.0%	113 1.5%	96 1.1%	26 2.6%	16 0.6%	18 3.5%	17 0.3%	137 0.9%	180 0.8%	22 1.6%	31 1.5%
上記以外のもの	514 0.8%	78 1.0%	122 1.4%	5 0.5%	24 0.9%	41 7.9%	14 0.3%	145 1.0%	41 0.2%	19 1.3%	25 1.2%
計	67,480 100.0%	7,519 100.0%	8,593 100.0%	1,009 100.0%	2,642 100.0%	517 100.0%	5,557 100.0%	14,939 100.0%	23,165 100.0%	1,409 100.0%	2,130 100.0%

(注) 1 学校基本調査(速報値)による。

2 就職進学者数を含む。

#### (4) 就職内定状況

就職(内定)率の推移(平成15年度調査)

	10.1現在	12.1現在	2.1現在	4.1現在
大学	60.2%	73.5%	82.1%	93.1%
(うち女子)	(59.1%)	(72.4%)	(81.2%)	(93.2%)
短期大学	29.0%	49.6%	68.5%	89.5%
高等専門学校	95.0%	98.3%	98.3%	100.0%
専修学校	34.7%	53.1%	69.8%	90.3%
(うち女子)	(34.7%)	(53.7%)	(68.9%)	(91.7%)

(注) 文部科学省・厚生労働省調査による。

就職(内定)率の推移(平成16年度調査)

	10.1現在	12.1現在	2.1現在	4.1現在
大学	61.3%	74.3%	82.6%	93.5%
(うち女子)	(59.2%)	(72.9%)	(81.5%)	(93.8%)
短期大学	30.9%	49.2%	66.0%	89.0%
高等専門学校	98.5%	100.0%	98.5%	98.5%
専修学校	32.5%	53.5%	75.3%	92.5%
(うち女子)	(35.1%)	(57.1%)	(78.4%)	(93.3%)

(注) 文部科学省・厚生労働省調査による。

就職(内定)率の推移(平成17年度調査)

	10.1現在	12.1現在	2.1現在	4.1現在
大学	65.8%	74.4%	85.8%	95.3%
(うち女子)	(62.9%)	(75.5%)	(84.0%)	(95.0%)
短期大学	29.6%	50.0%	69.0%	90.8%
高等専門学校	93.4%	93.5%	93.7%	96.7%
専修学校	39.2%	59.7%	76.2%	91.8%
(うち女子)	(39.6%)	(60.7%)	(78.7%)	(91.2%)

(注) 文部科学省・厚生労働省調査による。

就職(内定)率の経年比較

	平12.4.1	平13.4.1	平14.4.1	平15.4.1	平16.4.1	平17.4.1	平18.4.1
大学	91.1%	91.9%	92.1%	92.8%	93.1%	93.5%	95.3%
(うち女子)	(89.5%)	(91.2%)	(91.5%)	(92.2%)	(93.2%)	(93.8%)	(95.0%)
短期大学	84.0%	86.8%	90.2%	89.6%	89.5%	89.0%	90.8%
高等専門学校	100.0%	100.0%	98.3%	95.7%	100.0%	98.5%	96.7%
専修学校	83.2%	84.1%	83.3%	85.0%	90.3%	92.5%	91.8%
(うち女子)	(84.3%)	(86.4%)	(84.4%)	(83.9%)	(91.7%)	(93.3%)	(91.2%)

(注) 文部科学省・厚生労働省調査による。

## 4 短期大学の改革への動き

### (1) 時代のニーズに合った学科の開設

地域のニーズに応える総合的な学科(みどりの総合科学科、商経社会総合学科等)  
 福祉関係学科(人間介護福祉学科等)  
 医療技術関係学科(臨床検査学科、看護学科等)  
 保育関係学科(子ども学科、子ども保育学科等)  
 情報関係学科(現代社会情報学科、情報社会学科等)  
 その他の学科(ビジネス総合学科、健康スポーツ学科等)

(学科数)

区分 \ 年度	平'5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
地域総合科学科	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	9	8	3
福祉関係学科	2	3	0	6	4	5	6	9	6	5	2	1	2	2
医療技術関係学科	3	8	9	8	11	2	2	0	2	2	1	3	3	5
保育関係学科	0	0	0	0	0	1	0	0	3	1	2	6	3	5
情報関係学科	6	3	3	2	1	0	0	2	2	2	1	0	0	0
その他の学科	11	14	6	10	1	6	6	20	12	12	18	11	6	13
計	22	28	18	26	17	14	14	31	25	22	27	30	22	28

出典:短期大学一覧

### (2) 大学評価・学位授与機構による専攻科(大学学部相当の教育を行う専攻科)の認定状況

(認定専攻科数)

区分 \ 年度	平4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
国立	3	5	0	3	2	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0
公立	3	5	2	2	0	0	4	1	0	1	0	2	0	4	0
私立	23	30	18	23	22	12	13	9	15	7	9	11	4	3	4
計	29	40	20	28	24	12	19	11	16	8	9	13	4	7	4

(注) 1 大学評価・学位授与機構による専攻科の認定は、平成4年度より開始。  
 2 認定後、廃止になった専攻科は差し引いていない。

(参考1)

・平成17年度現在、専攻科を置く短期大学  
 ・うち大学評価・学位授与機構の認定を受けた短期大学

187校	316専攻科
97校	146専攻科

(参考2)

・大学評価・学位授与機構による学修機関別学士の学位授与者数

区分 \ 年度	平4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
短大卒業	0 (0.0)	4 (3.4)	37 (10.8)	106 (17.4)	227 (26.3)	336 (26.8)	345 (24.9)	362 (21.5)	313 (17.7)	292 (14.2)	265 (12.0)	233 (10.0)	196 (7.8)	181 (7.1)
短大専攻科修了	0 (0.0)	59 (50.9)	161 (46.9)	276 (45.2)	359 (41.6)	534 (42.5)	614 (44.4)	739 (43.8)	743 (42.0)	795 (38.7)	925 (42.0)	972 (41.6)	1,024 (40.9)	993 (39.2)
高専卒業	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.3)	5 (0.4)	2 (0.1)	6 (0.4)	1 (0.0)	2 (0.1)	1 (0.0)	3 (0.0)	1 (0.0)	2 (0.1)
高専専攻科修了	0 (0.0)	44 (37.9)	118 (34.4)	192 (31.5)	246 (28.5)	336 (26.8)	389 (28.1)	481 (28.5)	587 (33.2)	745 (36.2)	826 (37.5)	956 (40.9)	1,116 (44.6)	1,231 (48.6)
その他	3 (100.0)	9 (7.8)	27 (7.9)	36 (5.9)	27 (3.1)	44 (3.5)	33 (2.4)	98 (5.8)	126 (7.1)	222 (10.8)	186 (8.4)	175 (7.5)	166 (6.7)	128 (5.0)
計	3 (100.0)	116 (100.0)	343 (100.0)	610 (100.0)	862 (100.0)	1,255 (100.0)	1,383 (100.0)	1,686 (100.0)	1,770 (100.0)	2,056 (100.0)	2,203 (100.0)	2,339 (100.0)	2,503 (100.0)	2,535 (100.0)

大学評価・学位授与機構調べ



## 私立短期大学・私立大学の入学者等の状況

出典：日本私立学校振興・共済事業団

「平成18(2006)年度 私立大学・短期大学等入学志願動向」

対象校

短期大学：14年度435校(全校回答)，15年度416校(うち415校回答)，16年度400校(全校回答)，  
17年度383校(全校回答)，18年度373校(全校回答)

大学：14年度508校(全校回答)，15年度521校(全校回答)，16年度533校(全校回答)，  
17年度542校(全校回答)，18年度550校(全校回答)

### 1 志願倍率と定員充足の状況

#### 私立短期大学全体

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
入学定員数	117,560	108,199	99,130	94,161	91,496
入学志願者数	197,041	189,384	191,270	173,922	153,451
志願倍率	1.68	1.75	1.93	1.85	1.68
入学者数	112,336	104,876	99,341	93,742	86,067
充足率	95.6%	96.9%	100.2%	99.6%	94.1%

#### 私立大学全体

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
入学定員数	423,867	423,712	425,422	431,037	440,335
入学志願者数	3,074,871	3,161,776	3,067,060	3,015,674	2,948,621
志願倍率	7.25	7.46	7.21	7.00	6.70
入学者数	482,705	476,614	470,088	473,714	472,253
充足率	113.9%	112.5%	110.5%	109.9%	107.3%

### 2 定員未充足校数の推移

#### 私立短期大学全体

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
定員未充足校	209(48.0%)	190(45.7%)	164(41.0%)	158(41.3%)	193(51.7%)

#### 私立大学全体

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
定員未充足校	144(28.3%)	147(28.2%)	155(29.1%)	160(29.5%)	220(40.4%)

### 3 私立短期大学の分野別志願者数・入学者数等

年 度	平成17年度					平成18年度				
	入学定員	志 願 者	志願倍率	入 学 者	充 足 率	入学定員	志 願 者	志願倍率	入 学 者	充 足 率
看護・保健	4,705	12,383	2.63	4,983	105.9%	4,689	9,909	2.11	4,760	101.5%
福 祉	5,377	8,141	1.51	5,389	100.2%	5,617	6,696	1.19	4,840	86.2%
理 工	3,785	5,804	1.53	3,690	97.5%	3,525	5,052	1.43	3,092	87.7%
情 報	2,450	2,543	1.04	1,837	75.0%	2,200	1,955	0.89	1,502	68.3%
国 文	2,080	4,596	2.21	1,902	91.4%	1,720	4,284	2.49	1,687	98.1%
英 文	5,700	13,781	2.42	5,650	99.1%	5,140	12,272	2.39	5,039	98.0%
国 際	2,050	2,511	1.22	1,840	89.8%	1,930	2,047	1.06	1,556	80.6%
文化・教養	5,200	6,639	1.28	4,122	79.3%	5,120	6,352	1.24	3,781	73.8%
経営・実務	8,235	10,142	1.23	6,966	84.6%	7,975	9,795	1.23	6,886	86.3%
家 政	19,930	31,302	1.57	18,352	92.1%	18,240	27,923	1.53	16,461	90.2%
保育・幼児教育	24,310	61,727	2.54	29,637	121.9%	25,345	54,519	2.15	27,818	109.8%
人間・生活	5,629	7,498	1.33	4,960	88.1%	5,435	6,497	1.20	4,591	84.5%
芸 術	4,230	5,283	1.25	3,826	90.4%	4,110	4,881	1.19	3,532	85.9%
その他	480	1,572	3.28	588	122.5%	450	1,269	2.82	522	116.0%
計	94,161	173,922	1.85	93,742	99.6%	91,496	153,451	1.68	86,067	94.1%

### 4 私立短期大学の地域別志願者数・入学者数等

年 度	平成17年度					平成18年度				
	入学定員	志 願 者	志願倍率	入 学 者	充 足 率	入学定員	志 願 者	志願倍率	入 学 者	充 足 率
北海道	4,680	6,527	1.39	4,376	93.5%	4,400	6,020	1.37	3,931	89.3%
東 北	4,380	6,891	1.57	4,574	104.4%	4,425	6,455	1.46	4,373	98.8%
北関東	4,210	5,874	1.40	4,131	98.1%	4,090	4,966	1.21	3,852	94.2%
南関東	11,000	15,648	1.42	10,315	93.8%	10,460	14,004	1.34	9,667	92.4%
東 京	14,095	32,551	2.31	14,400	102.2%	12,984	30,510	2.35	12,897	99.3%
甲信越	3,050	4,392	1.44	3,093	101.4%	3,065	4,194	1.37	2,987	97.5%
北 陸	2,205	3,392	1.54	2,321	105.3%	2,365	3,814	1.61	2,293	97.0%
東 海	10,970	23,186	2.11	10,915	99.5%	10,765	19,238	1.79	10,118	94.0%
京都・大阪	13,254	29,371	2.22	13,675	103.2%	13,052	25,162	1.93	12,457	95.4%
近 畿	8,050	17,157	2.13	7,683	95.4%	8,035	14,413	1.79	6,921	86.1%
中 国	5,102	9,073	1.78	4,957	97.2%	5,040	7,575	1.50	4,564	90.6%
四 国	2,830	4,197	1.48	2,778	98.2%	2,780	3,560	1.28	2,344	84.3%
九 州	10,335	15,663	1.52	10,524	101.8%	10,035	13,540	1.35	9,663	96.3%
計	94,161	173,922	1.85	93,742	99.6%	91,496	153,451	1.68	86,067	94.1%

# 短期大学における教育改革等の状況

文部科学省高等教育局大学振興課

現在、各短期大学においては、改革に向けての様々な取り組みが行われている。以下の資料は、文部科学省高等教育局大学振興課において、短期大学における教育の改革を中心に、平成17年度における進捗状況の概要をまとめたものである。

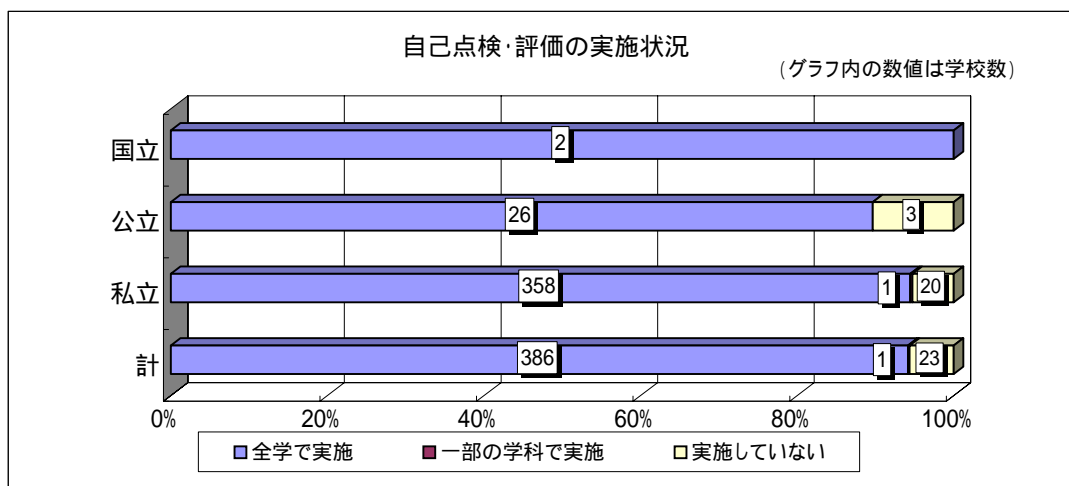
調査は、平成18年2月に全国の国公私立の短期大学(対象校:415校)に対して行い、415校から回答を得た。

(なお、設問によっては無回答の短期大学があるため、学校数等の合計は必ずしも一致しない。)

## 1 自己点検・評価(平成11年度の義務化以降)

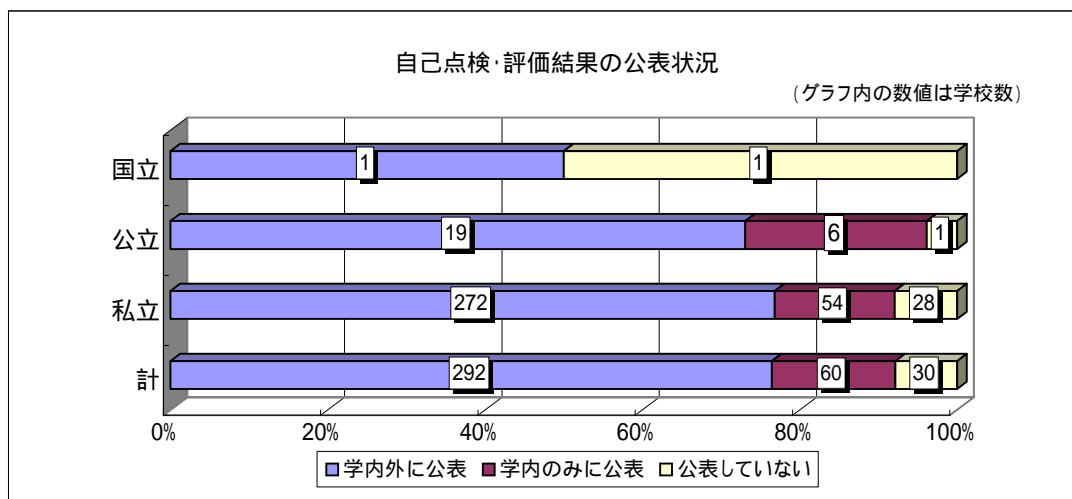
### (1) 実施状況

平成11年度の義務化以降、平成17年度までに自己点検・評価を実施した短期大学は、387校で、回答校の約94%。



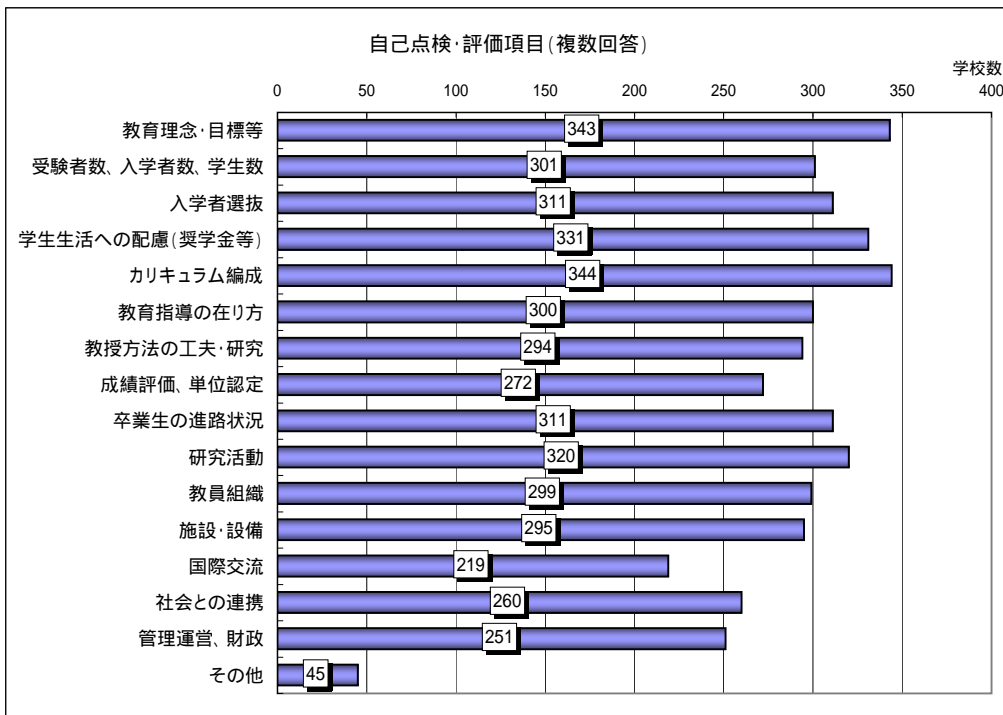
### (2) 公表状況

自己点検・評価の結果を、学内外に公表した(またはする予定)としている短期大学は、292校で、自己点検・評価を実施した短期大学(387校)のうち約75%。



### (3) 具体的な評価項目

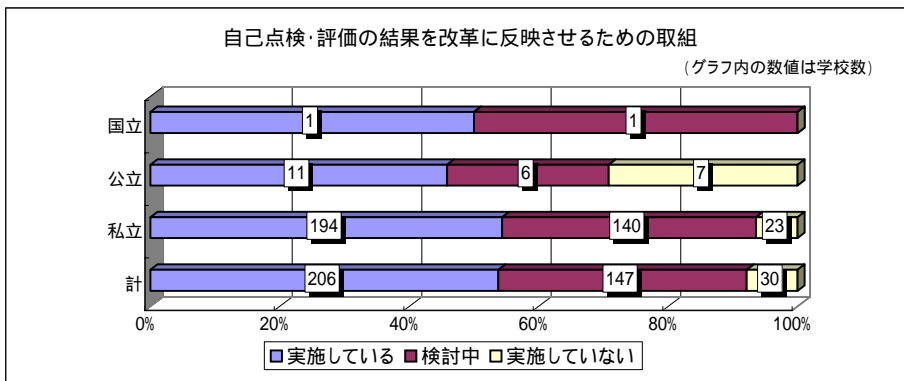
自己点検・評価の具体的な評価項目では、「カリキュラム編成」、「教育理念・目標等」、「学生生活への配慮」などを挙げた短期大学が多かった。



「その他」の例: 将来構想、公開講座、後援会・同窓会・広報活動、自己点検・評価の学内体制、図書館、学生による授業評価

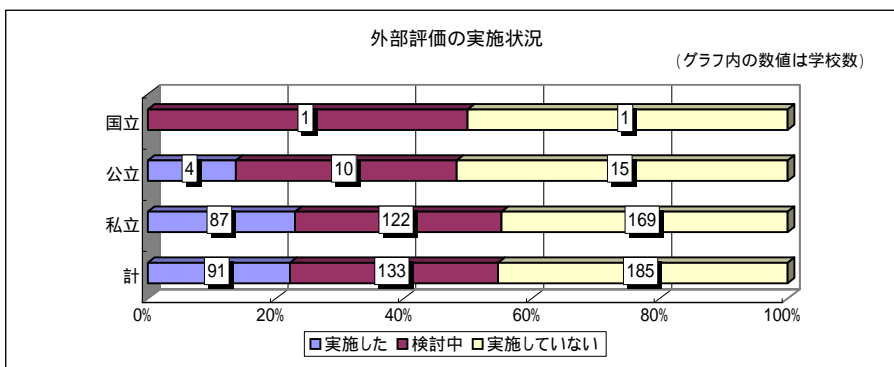
### (4) 結果を改革に反映させるための組織的取組

自己点検・評価の結果を改革に反映させるための組織的取組を行っている短期大学は、206校で、自己点検・評価を実施した短期大学(387校)のうち約53%。



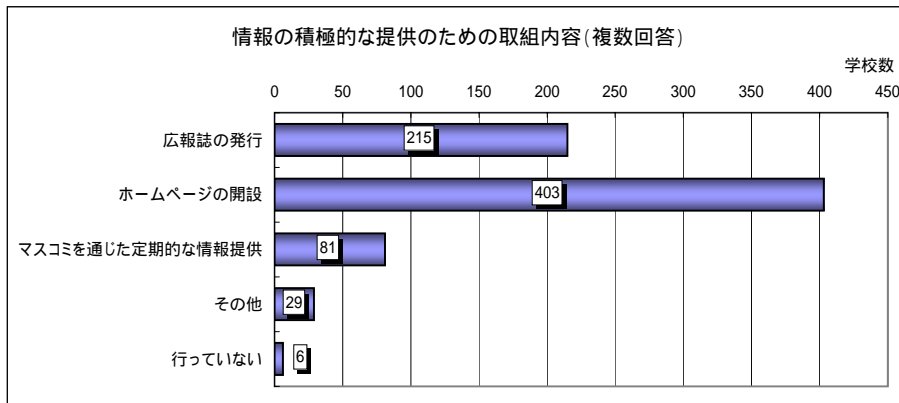
## 2 外部評価(平成11年度以降)

平成11年度以降、外部評価を実施した短期大学は、91校で、回答校の約22%。



### 3 情報提供(平成17年度)

具体的な取組内容としては、「ホームページの開設」、「広報誌の発行」などを挙げた短期大学が多かった。

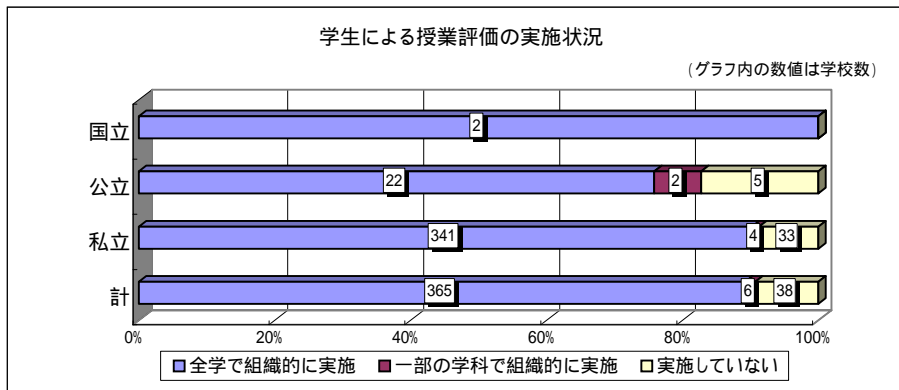


「その他」の例:自治体の広報誌への掲載、駅・電車等の広告、演奏会、作品展

### 4 学生による授業評価(平成17年度)

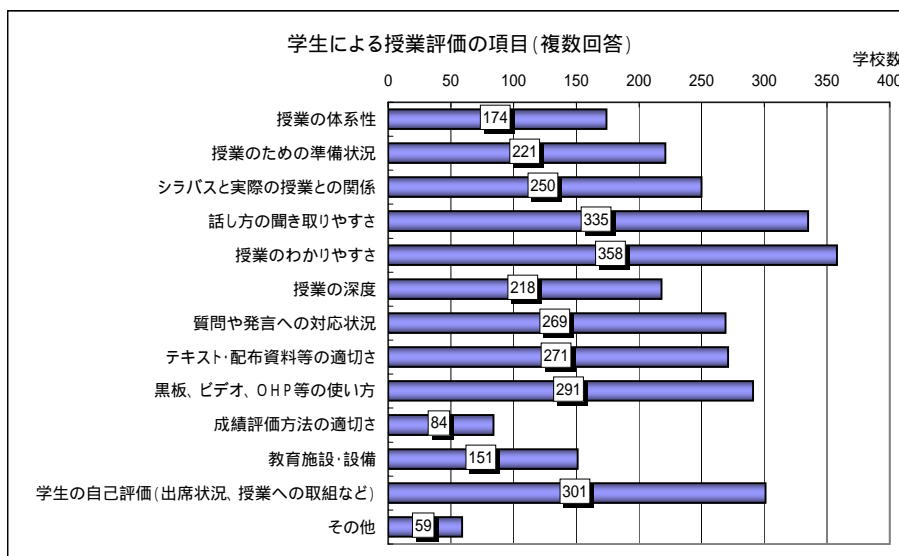
#### (1) 実施状況

学生による授業評価を全学で組織的に実施した短期大学は、365校で、回答校の約89%。



#### (2) 具体的な評価項目

学生による授業評価の具体的な評価項目では、「授業のわかりやすさ」、「話し方の聞き取りやすさ」などを挙げた短期大学が多かった。

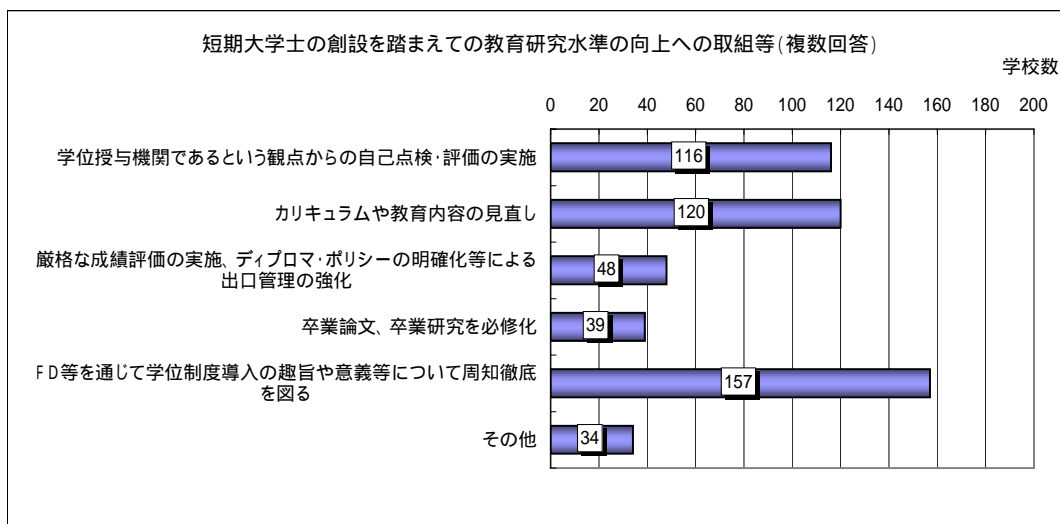


「その他」の例:教員の熱意、授業の満足度、授業の進度、授業の開始・終了時間、授業の受講者数、教員の学生に対する指導が適切か

## 5 短期大学士の制度化に伴う取組(平成17年度)

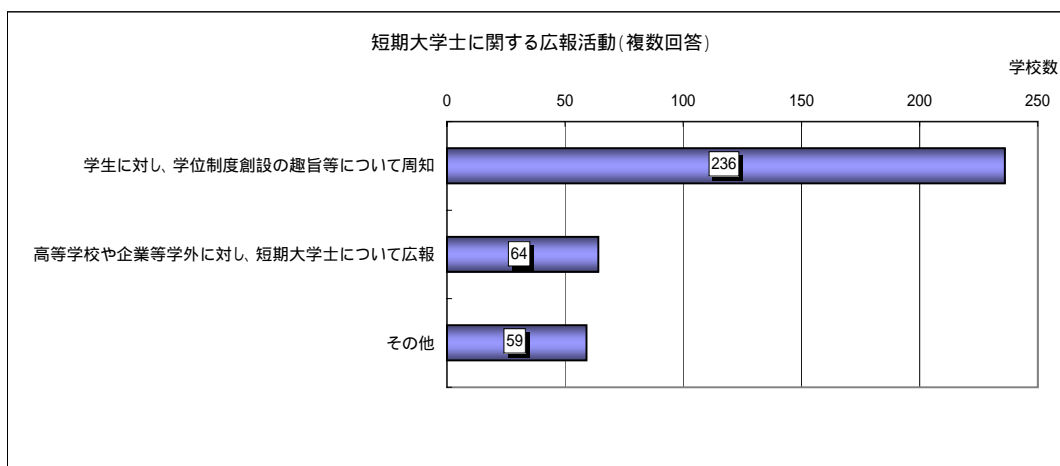
### (1) 短期大学士の創設を踏まえての教育研究水準の向上への取組等

「FD等を通じて学位制度導入の趣旨や意義等について周知徹底を図る」、「カリキュラムや教育内容の見直し」を行っている短期大学が多かった。



### (2) 短期大学士に関する広報活動

「学生に対し、学位制度創設の趣旨等について周知」を行っている短期大学が多かった。

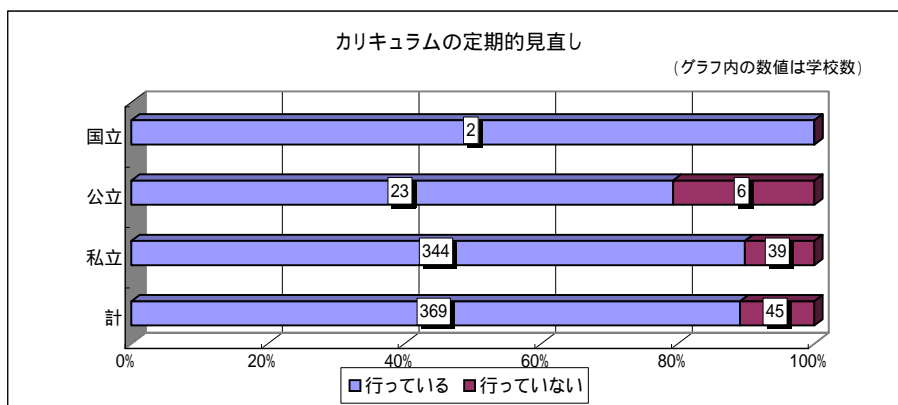


「その他」の例:HPに情報を掲載し一般にも周知を図った、保護者・後援会・同窓会に対して広報を行った

## 6 カリキュラム改革

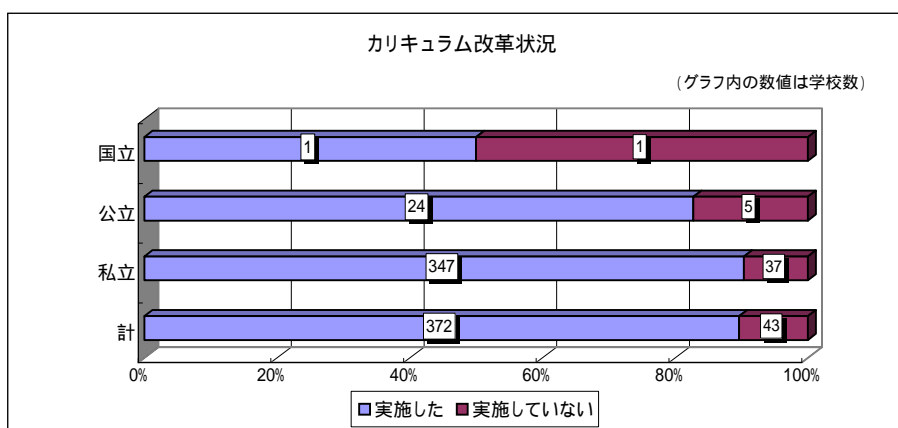
### (1) 定期的見直し(平成17年度)

カリキュラムの定期的見直しを行っている短期大学は、369校で、回答校の約89%。



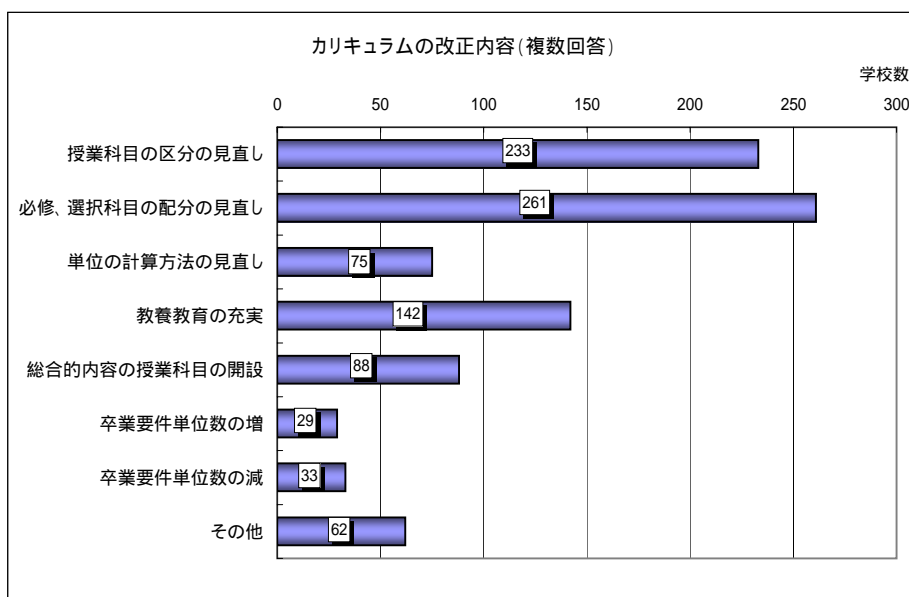
### (2) 実施状況(平成15年度～17年度)

直近の過去3年間でカリキュラム改革を実施した短期大学は、372校で、回答校の約90%。



### (3) 具体的な内容

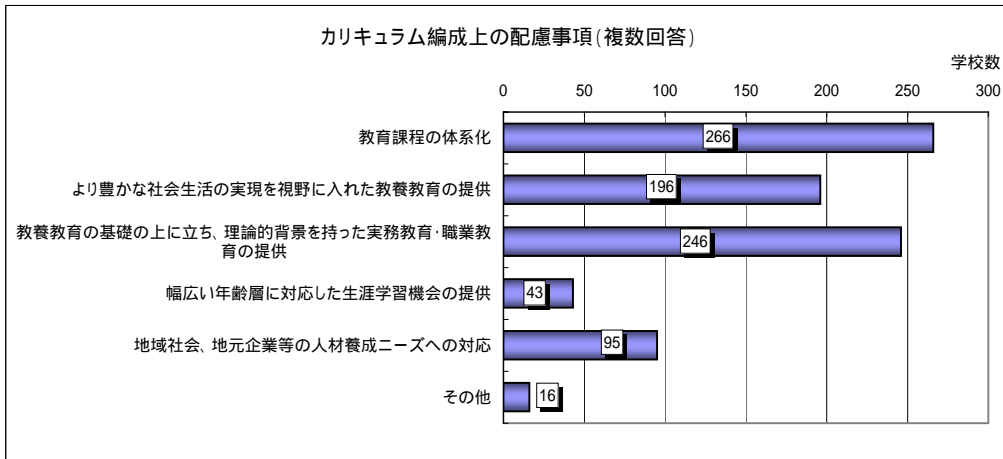
具体的な内容としては、「授業科目の区分の見直し」、「必修、選択科目の配分の見直し」などを挙げた短期大学が多かった。



「その他」の例: 学科設置・専攻設置に伴うカリキュラム見直し、専門教育の充実、専門教育への導入科目の開設、授業科目の統廃合、科目名称変更、コース制の導入・見直し、ゼミの履修時期変更、社会のニーズに対応した科目の開設、資格取得に向けた科目の充実

#### (4) 編成上の配慮事項

カリキュラム編成上の配慮事項としては、「教育課程の体系化」、「教養教育の基礎の上に立ち、理論的背景を持った実務教育・職業教育の提供」などを挙げた短期大学が多かった。

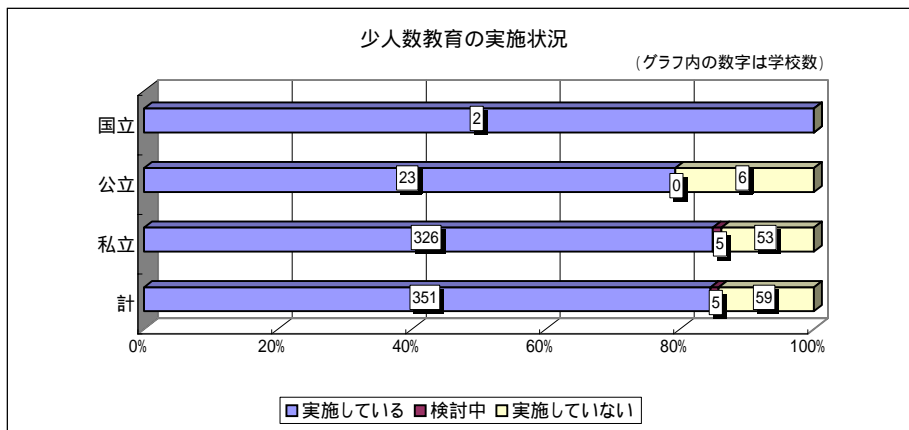


### 7 特色ある教育(平成17年度)

#### (1) 少人数教育(少人数とは、1クラスの平均学生数が20人以下の場合を指す)

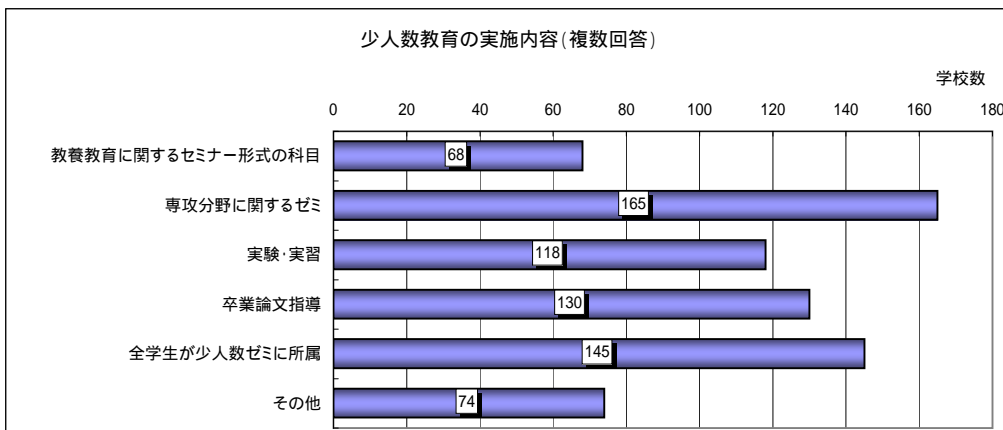
##### 実施状況

少人数教育を実施している短期大学は、351校で、回答校の約85%。



##### 実施内容

少人数教育の内容としては、「専攻分野に関するゼミ」、「全学生が少人数ゼミに所属」などを挙げた短期大学が多かった。

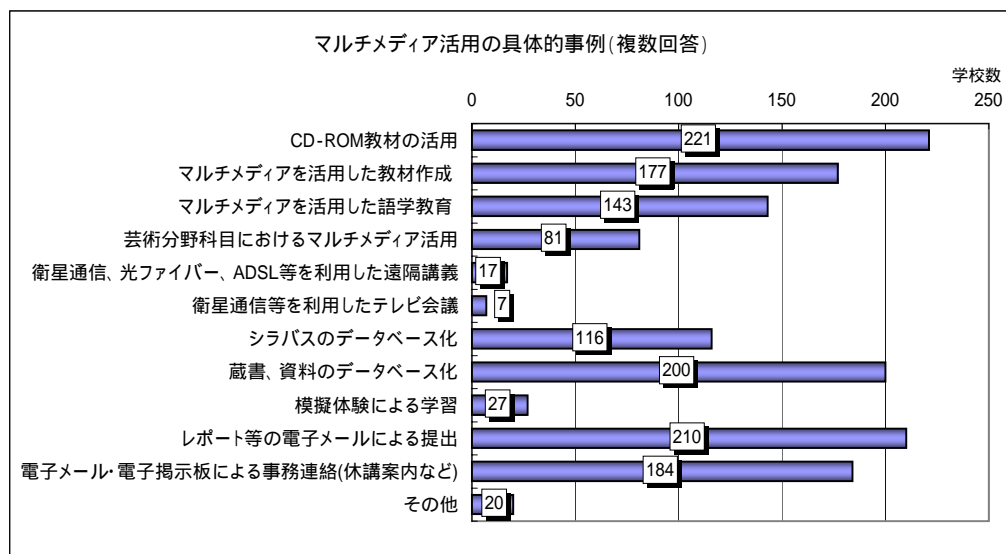


「その他」の例: 外国語科目、英語(英会話)、音楽実技指導、作品製作等の指導、保健体育科目、卒業研究



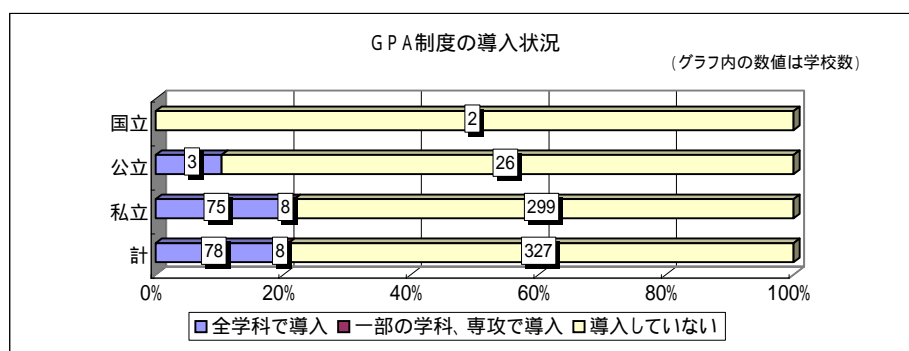
## (2) マルチメディアの活用

「CD-ROM教材の活用」、「レポート等の電子メールによる提出」などを行っている短期大学が多かった。



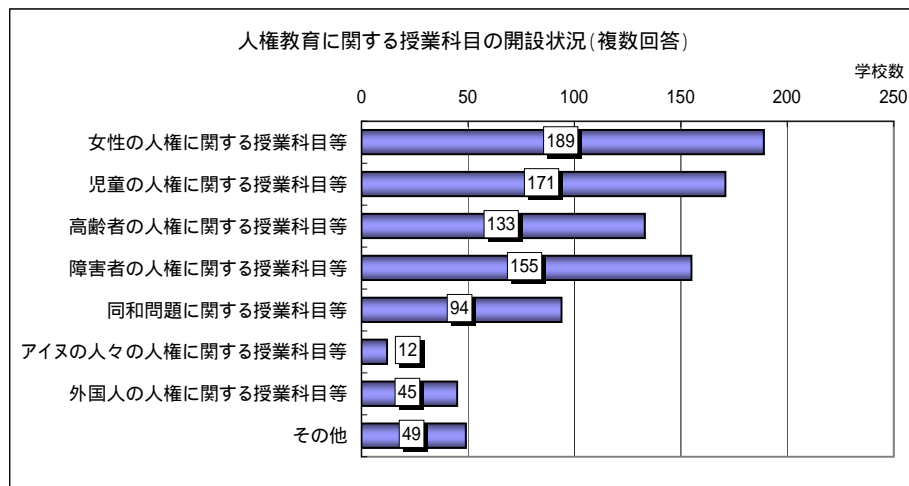
## (3) GPA制度の導入

GPA制度を導入している短期大学は、86校で、回答校の約21%。



## (4) 人権教育

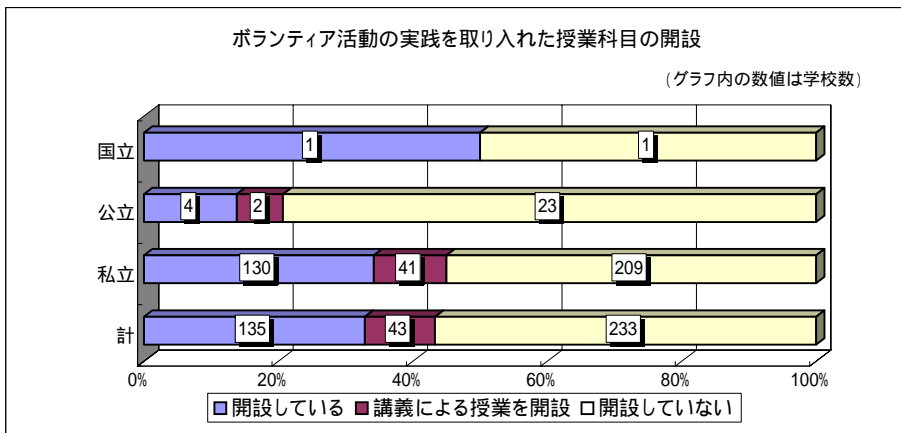
「女性の人権に関する授業科目等」、「児童の人権に関する授業科目等」を開設している短期大学が多かった。



(5) ボランティア活動等

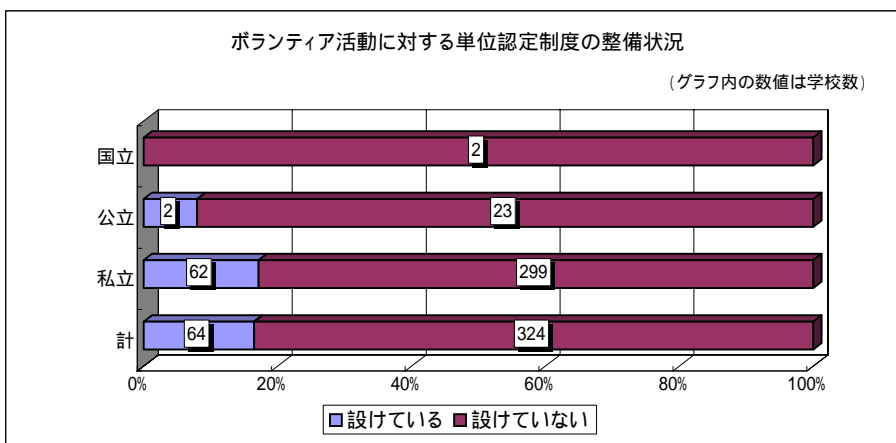
授業科目の開設

ボランティア活動の実践を取り入れた授業、または実践を含まないが「ボランティア論」等の講義による授業科目を開設している短期大学は、178校で、回答校の約43%。



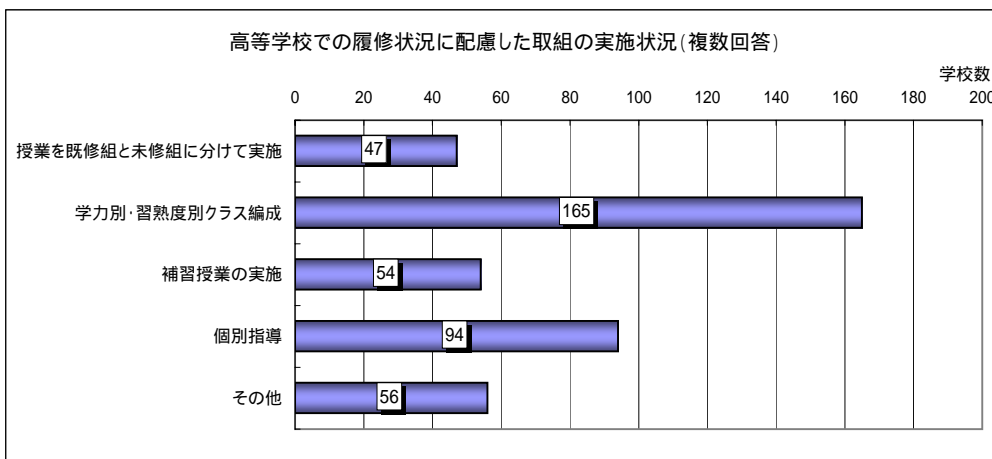
単位の認定制度の整備

ボランティア活動に対する単位認定制度を設けている短期大学は、64校で、回答校の16%。



(6) 高等学校での履修状況に配慮した取組

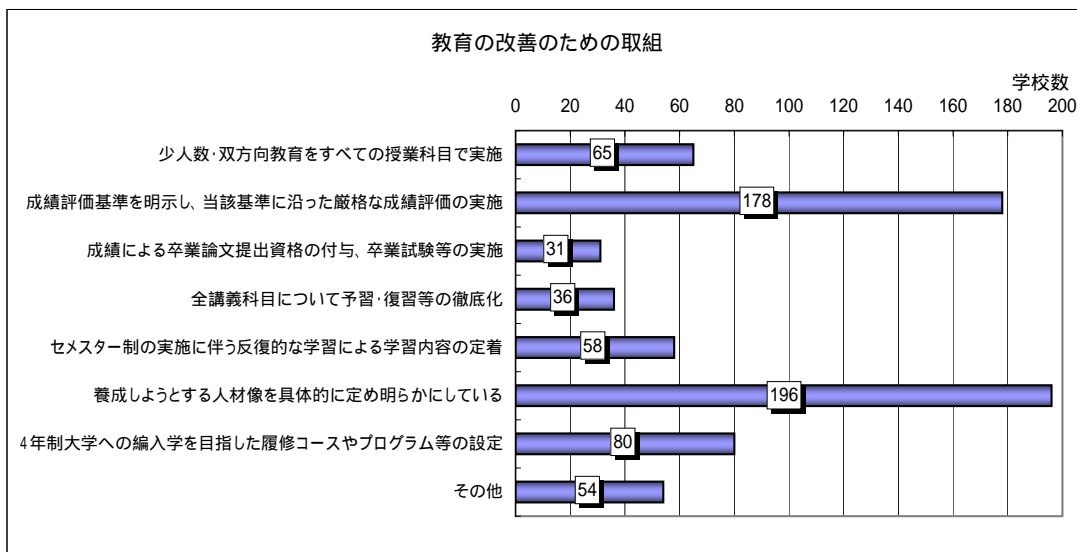
「学力別・習熟度別クラス編成」を行っている短期大学が多かった。



「その他」の例:基礎教育センターを設置、学生が自由に利用可能な英語補習室及び数理自習室を設置、教養科目の内容で補充している

## (7) 教育の改善のための取組

「成績評価基準を明示し、当該基準に沿った厳格な成績評価の実施」、「養成しようとする人材像を具体的に定め明らかにしている」などを行っている短期大学が多かった。



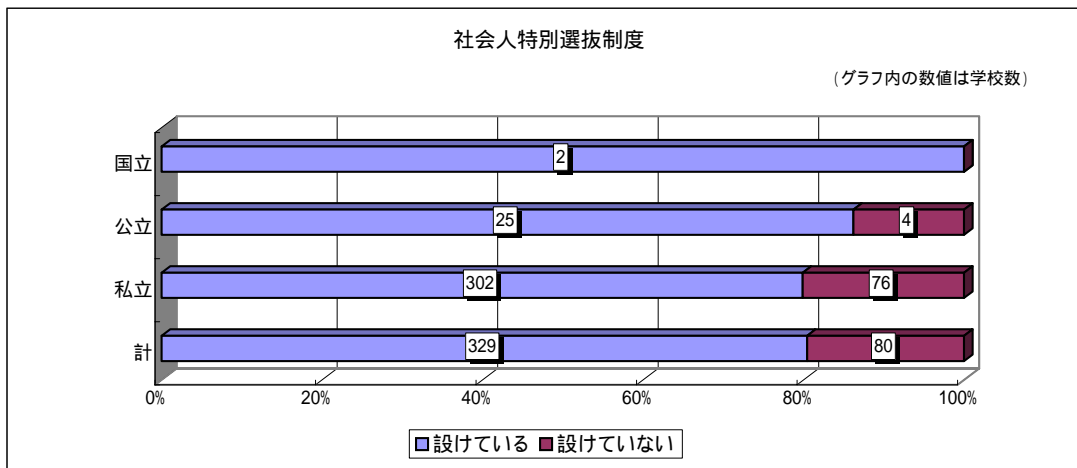
「その他」の例：教材開発室を設置し教材内容の充実を図る、定期試験・レポートの採点后に答案を返却する、学力別クラス編成、教育方法改善のためのセンターを設置、授業運営ガイドラインを策定、担任制の導入、チューター制を活用し個人指導を強化、学力不足者を対象に補講を実施、リメディアル教育の実施、eラーニングを積極的に活用

## 8 生涯学習ニーズへの対応(平成16年度)

### (1) 社会人

#### 社会人特別選抜制度

社会人特別選抜制度を設けている短期大学は、329校で、回答校の約80%。



#### 入学状況

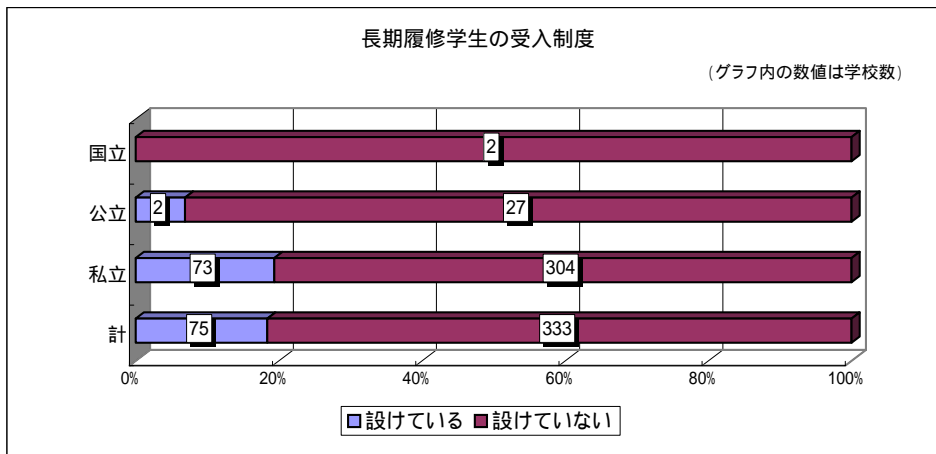
	国立	公立	私立	計
(受入校数)	(2)	(20)	(253)	(275)
志願者数	38	578	3,316	3,932
合格者数	25	215	2,342	2,582
入学者数	24	197	2,073	2,294
在学者数	56	250	3,779	4,085

前年度計
(289)
4,212
2,552
2,267
-

(2) 長期履修学生

受入制度

長期履修学生の受入制度を設けている短期大学は、75校で、回答校の約18%。



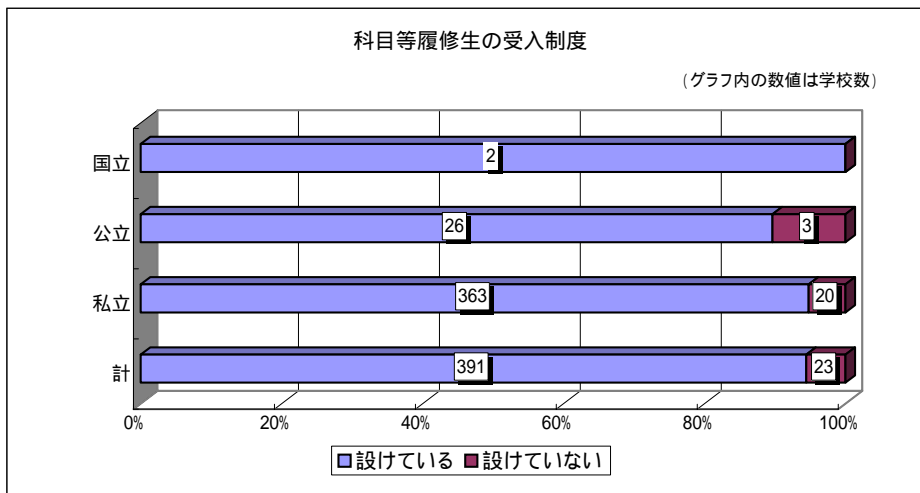
受入状況

	国立	公立	私立	計	前年度計
(受入校数)	(0)	(1)	(18)	(19)	(18)
学生数	0	20	67	87	63

(3) 科目等履修生

受入制度

科目等履修生の受入制度を設けている短期大学は、391校で、回答校の約94%。



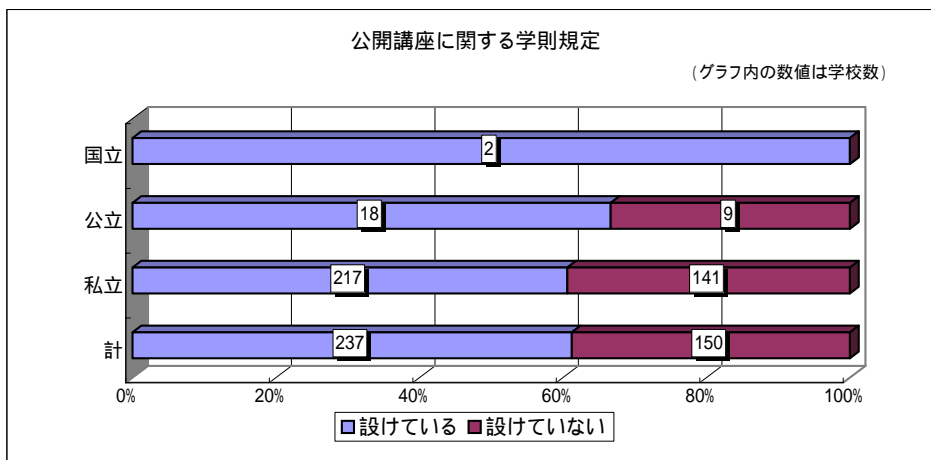
受入れ状況

	国立	公立	私立	計	前年度計
(受入校数)	(1)	(17)	(253)	(271)	(269)
科目等履修生数	2	258	2,170	2,430	2,698
科目等履修生数 (うち社会人数)	0	245	1,550	1,795	-
単位修得者数	2	134	1,839	1,975	2,250
修得単位数	16	740	14,399	15,155	13,984

#### (4) 公開講座

##### 学則規程

公開講座に関する学則規程を設けている短期大学は、237校で、回答校の約61%。



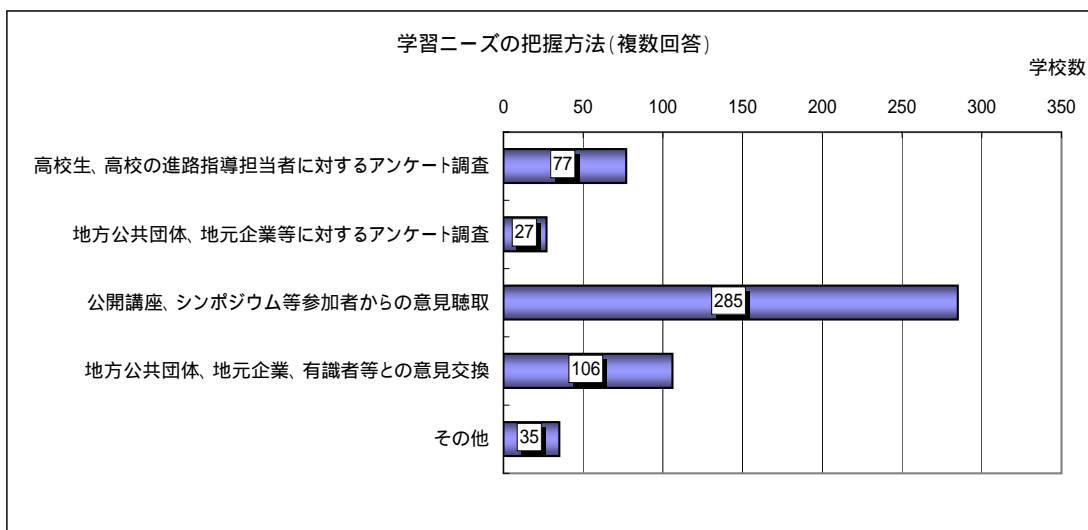
##### 実施状況

	国立	公立	私立	計	前年度計
(受入校数)	(2)	(28)	(301)	(331)	(332)
合計講座数	44	122	3,567	3,733	3,401
合計時間数	7,897	3,388	47,222	58,507	40,465
合計受講者数	688	9,787	172,757	183,232	187,121

#### (5) 地域の学習ニーズに応えるための取組(平成15年度～17年度)

##### 学習ニーズの把握方法

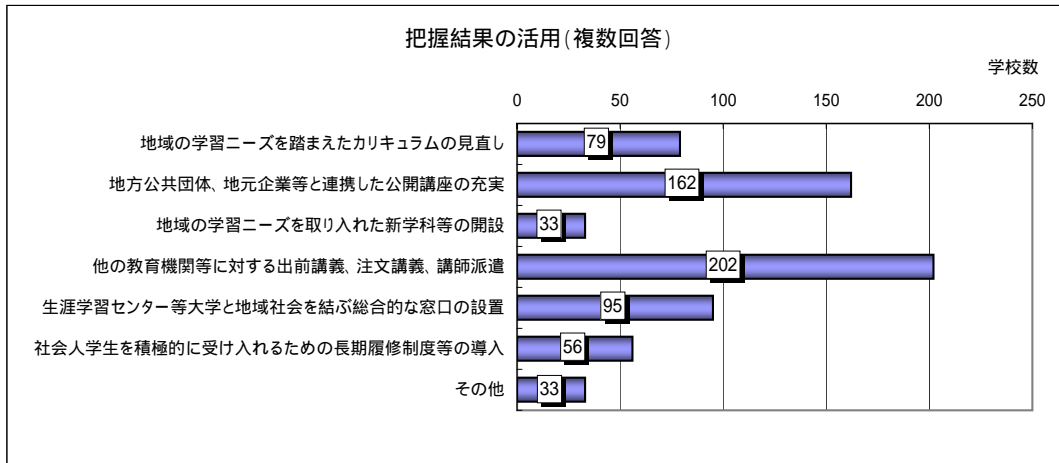
「公開講座、シンポジウム等参加者からの意見聴取」を行っている短期大学が多かった。



「その他」の例: 地元市民へのアンケート調査、高等学校の進路指導担当教員との意見交換、実習委託先との意見交換

## 把握結果の活用

「他の教育機関等に対する出前講義等」、「地方公共団体等と連携した公開講座の充実」を行っている短期大学が多かった。

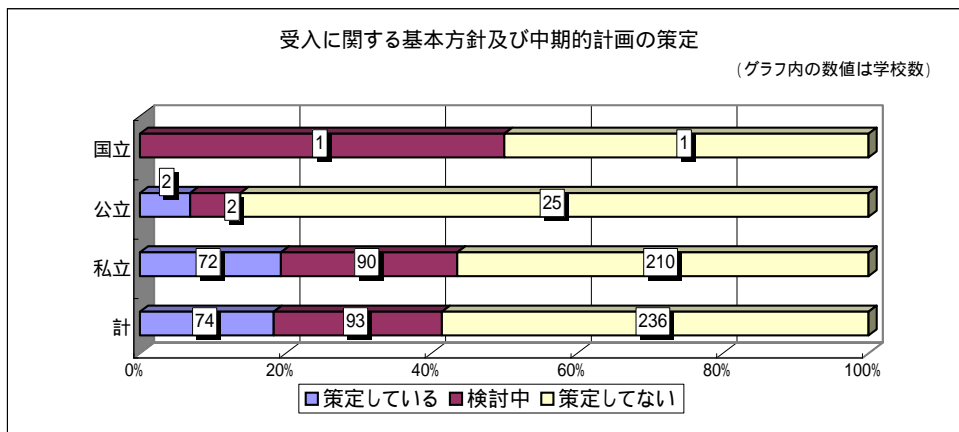


「その他」の例: 大学運営や入学者選抜方法の改善、セミナーやシンポジウム等の内容の充実

## 9 留学生受入のための方策(平成16年度)

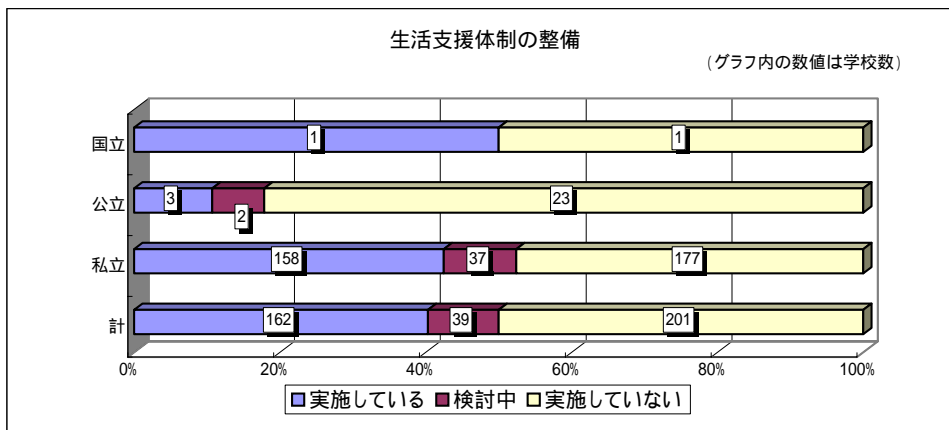
### (1) 基本方針及び中期的計画の策定

受入に関する基本方針及び中期的計画を策定している短期大学は、74校で、回答校の約18%。



### (2) 生活支援体制の整備

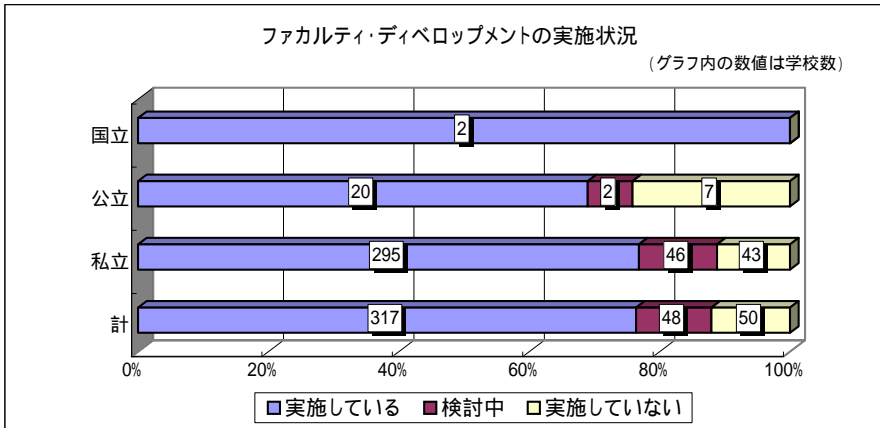
生活支援体制の整備を実施している短期大学は、162校で、回答校の約40%。



## 10 教員の教育力向上のための取組(ファカルティ・ディベロップメント=FD)(平成17年度)

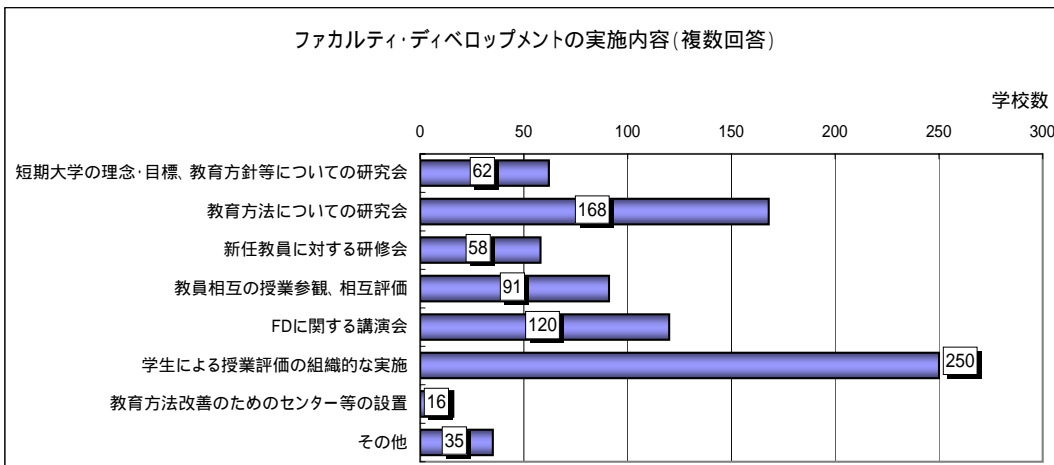
### (1) 実施状況

FDを実施している短期大学は、317校で、回答校の約76%。



### (2) 具体的内容

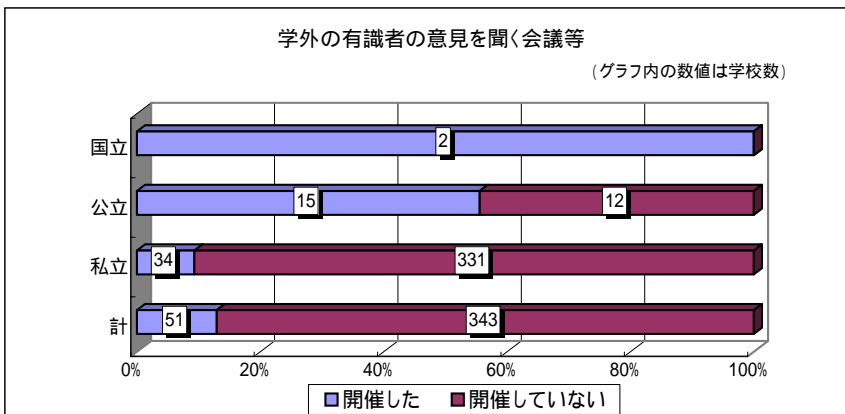
「教育方法についての研究会」、「学生による授業評価の組織的な実施」などの実施を挙げた短期大学が多かった。



「その他」の例: 特色ある教育研究を行った教員の発表会を実施、学生の授業評価についての研究会の実施、県内大学・短大によるFD協議会の設置、FD担当部署の設置、学生と教職員の希望者による授業改善をめぐる意見交換会を開催

## 11 学外有識者の意見を聞く会議等(平成15年度以降)

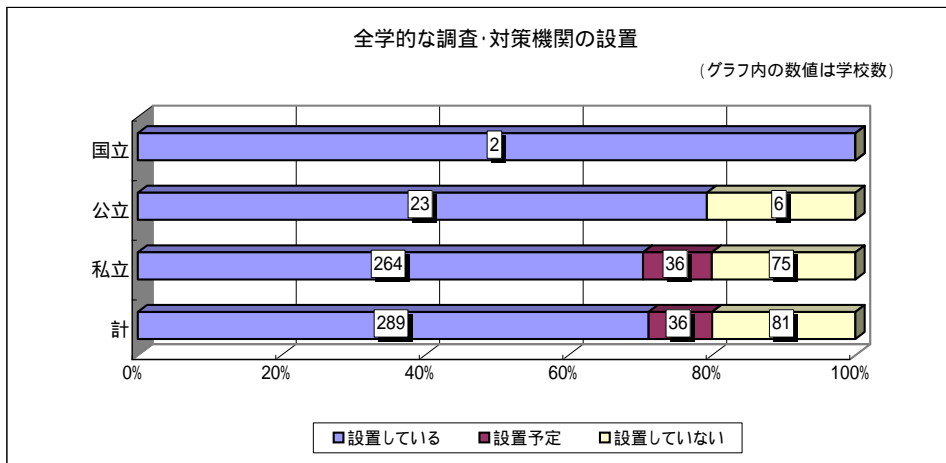
学外有識者の意見を聞く会議等を開催した短期大学は、51校で、回答校の約13%。



## 12 セクシャル・ハラスメント防止のための取組(平成17年度)

### (1) 調査・対策機関の設置

全学的な調査・対象機関を設置している短期大学は、289校で、回答校の約71%。



### (2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置している短期大学は、300校で、回答校の約75%。

